

第五十五回 参議院石炭対策特別委員会會議録第一号

昭和四十二年五月十七日(水曜日)
午後一時四十三分開会

委員の異動

三月十四日 委員亀井光君は議員を辞職した。

三月十六日 補欠選任

館 哲二君

出席者は左のとおり。

委員長 大矢 正君
理事 西田 信一君
小野 明君
鬼木 勝利君

委員

井川 伊平君
石原幹市郎君
徳永 正利君
柳田桃太郎君
吉武 恵市君
阿部 竹松君
大河原 次君
近藤 信一君
片山 武夫君

國務大臣

通商産業大臣 菅野和太郎君
労働大臣 早川 崇君

政府委員

通商産業政務次官 栗原 祐幸君
通商産業省石炭局長 井上 亮君
通商産業省鉱山保安局長 中川理一郎君

事務局側

労働省労働基準局長 村上 茂利君
労働省職業安定局長 有馬 元治君
常任委員会専門員 小田橋貞壽君

本日の會議に付した案件

○当面の石炭対策樹立に関する調査
(昭和四十二年度石炭対策の施策及び予算に関する件)

○臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○石炭鉱業再建整備臨時措置法案(内閣送付、予備審査)

○炭鉱職者臨時措置法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○委員長(大矢正君) ただいまから石炭対策特別委員会を開会いたします。

当面の石炭対策樹立に関する調査を議題といたします。

まず、通産大臣から石炭対策の施策について所信を承ります。

○國務大臣(菅野和太郎君) 第五十五回特別国会におきまして石炭対策特別委員会の御審議をいただくにあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

御承知のとおり、石炭鉱業につきましては、従来から、第一次及び第二次石炭鉱業調査団の答申に基づき諸般にわたる施策を講じてまいりましたところであり、エネルギー革命の進行過程における石炭鉱業の構造的な危機は予想以上に急迫の度を強め、現状のまま放置することを許されない

情勢に立ち至っております。

このため、石炭鉱業審議会は、一年有余にわたる慎重な審議を経て、昨年七月、石炭鉱業の抜本的安定対策について答申を行ない、政府といたしまして、同年八月、この答申を尊重し、石炭対策を強力に推進する旨の閣議決定を行ない、今後の石炭対策の基本的方向を確立した次第であります。

その内容としましては、第一に総合エネルギーの中における石炭の位置づけを五千万トン程度とし、そのための需要の確保については、長期的観点に立つて五千万トン以上となるよう積極的に努力することとしております。このため、電力及び鉄鋼業界に対しては、合理的な負担増対策を講じ、長期引き取り体制を確立するとともに、電源開発株式会社石炭専焼火力発電設備の建設計画を繰り上げることとし、所要の財政措置を講じております。

第二に、石炭鉱業の安定をはかるため、炭鉱の近代化、機械化を一そう促進するほか、炭層探査及び坑道掘進に対する助成制度を拡充強化することとしております。

また、過去の閉山合理化過程において発生した過重な債務約一千億円を市中金融機関については十年間、政府関係金融機関については十二年間たな上げするとともに、その間において当該債務の元利を毎年均等に償還するための補給金を交付することとし、あわせて必要に応じ、一定額の安定補給金を交付することとしております。

なお、鉱区の再編及び調整、流通体制の整備についても、これを強力に推進するとともに、新鉱開発の重点的促進、炭鉱終閉山の円滑化をはかることとしております。

第三に、保安の確保と雇用の安定は石炭鉱業安定の基礎であることにかんがみ、人命尊重の基本

に立つて保安に関する監督指導体制を充実、強化し、保安教育訓練の徹底を期するため鉱山保安センターの設置をはかるとともに、特別年金制度の実施等労働者の安定した職場を確保するよう努力することとしております。

第四に、鉱害について、その総合的かつ計画的な処理を促進するとともに、鉱害復旧事業にともなう地方公共団体の財政負担の軽減をはかることとしております。

第五に、産炭地域の振興については、新長期計画を早急に策定し、産業基盤の整備、及び中核企業の誘致を強力に推進することとしております。

また、今回、これらの画期的な石炭対策を実施するに際しまして、その内容を他の会計と区別して明確に経理するため、石炭対策特別会計を創設することとしております。

以上の方針に沿いまして、これまで、対策の具體的措置について鋭意検討してまいり、その一部はすでに実施に移しているところでありますが、抜本的安定対策の大部分は、本国会で御審議をいただく立法措置及び予算措置の成立をまつて早急に実施をはかってまいります所存であります。

私は、さきに、石炭対策の重要性を現実に認識するため、筑豊地域を視察する機会を得ましたが、石炭問題の実情につぶさに接し、このたびの抜本的安定対策が早急に実施されなければならないことを、従来にも増して、痛感いたしました次第であります。

石炭対策につきましては、単に石炭鉱業としての問題にとどまらず、エネルギーの安定供給、雇用の安定、国際収支、地域社会経済等をも含めた国民経済的観点からする国家的課題とされているところであり、私といたしましては、今後とも、その解決に一そうの努力を傾注してまいります所存であります。

さきにも申し上げましたように石炭鉱業の直面している事態はきわめて緊迫しており、産業存亡の危機に立つものと言ふも過言ではない現状であります。したがって、石炭対策の実施はきわめて緊急を要するものであり、関係各方面の深い御理解とあたたかい御支援がぜひとも必要とされるのであります。

本委員会におかれましては、この事情を御察察の上、今後とも、一そうの御協力を賜りますようお願いする次第であります。

○委員長(大矢正君) 次に、昭和四十二年度石炭関係予算の説明をお願いします。井上石炭局長。

○政府委員(井上亮君) ただいまお手元で昭和四十二年度の石炭対策特別会計予算の概要、石炭関係投資計画の資料をお配りいたしますので、この資料によりまして概要を御説明させていただきます。

まず、四十二年度の石炭対策特別会計予算の概要でございます。これは二枚目の一番下に書いてございますが、総額で五百二十一億八千万円でございます。

内容といしましては、最初の一枚目の石炭鉱業合理化事業団出資金でございますが、これは四十一年度が六十六億に對しまして、本年度は四十五億七千万円と減っております。減っておりますが、これはあとで申し上げます坑道掘進につきまして、従来融資でありましたものを補助に切りかえましたために減っておりますが、実質はふえておるわけでございます。

その内容といしましては、まず第一に近代化資金出資金でございますが、これは備考欄にも書いてありますように、大規模近代化資金、これが先ほど申しました坑道掘進の補助に振りかえられましたために大幅に減つたわけでございます。それから中小炭鉱の機械化は二億八千万円、新炭開発につきましては、昨年から本格的に北海道における開発を始めたので、本年度は既存の九州の有明の開発と合わせまして十億を計上いたしております。それから保安施設の整備は十二億九千

万円、これも坑道掘進等の中に保安関係の、保安を維持するための坑道掘進等は補助で見えておるといふような趣旨になっております。

それから炭鉱機械化促進出資金、これは昨年度から新設いたしました。本年度は倍額の六億を計上いたしました。この過半は中小炭鉱向けに主としてめんどうを見ていきたいというふうに考えております。

それから、その次に、再建資金出資金五億というのが計上されておりますが、これは新規でございます。この再建資金は、御承知のことと思ひますが、従来は財投から合理化事業団にいきまして、合理化事業団から再建企業に立ち上がり資金として融資をしておつたものでございますが、事柄の性質上、むしろ財投の性格ではなく、特別会計からの出資が適当だということで、特別会計に計上いたしたわけでございます。

それから、次は炭層探査及び坑道掘進費補助金でございますが、この制度は同じく昨年度から実施いたしましたわけでございますが、本年は採本策との関連もあり、五十億の計上をいたしております。

それから、その次は、石炭鉱業元利補給金いわゆる政府による肩がわり措置と申すものでございますが、これは金額として二百二十五億一千万円計上いたしております。これはただいま大臣が所信表明でお述べになりました石炭鉱業再建整備に關連いたしまして、政府関係の金融機関につきましては十二年間、市中銀行につきましては十年間、双方合わせて千億円相当の異常な債務を元利均等補給の形で償還しようという予算でございます。

それから、次は石炭鉱業安定補給金でございますが、二十五億計上されております。これは、答申では中小炭鉱に限定しない考え方に相なっておりますが、肩がわり措置を講じてもおなかつ安定を期せられない企業につきましては、あわせて安定補給金を交付するということになっておりますが、本年度におきましては、中小炭鉱を主体にし

まして、大手につきましては、再建企業を對象にするという方針で二十五億計上されております。

それから、次は石炭増加引き取り交付金でございますが、従来は原油増徴の還付制度で負担増対策をやつてまいりましたが、従来の還付制度によりますと不合理な点も多かったわけでございまして、たとえば引き取りに応じて交付金が出ない、重油をたくさん使えばたくさん還付がいくというふうな不合理な点もありましたので、これを改めまして、特別会計から増加引き取りの数字に應じて交付金を交付するという方式にいたしました。そして四十一億を計上いたしております。これは九電力といたしましては二十二億八千万円、電発は一億五千万円、鉄鋼は十六億八千万円でございます。

それから、次に電発の出資でございますが、これも特別会計の中に入れられてまして、これは御承知のように、現在三基を建設いたしまして、本年度からその三基が稼働に入りますけれども、さらに追加二基、これを本年度から実施いたしたいというふうなことで必要な出資を計上いたしたわけでございます。

それから、次は炭鉱整理促進費でございますが、六十三億四千万円。これは備考欄に書いてありますように、予算といたしましては三百三万トンの閉山を見込んでおります。なお、ほかにいわゆる保安の不良炭鉱の整理として六万トンを見込んでおります。そういう予算が計上されております。

それから、次は二枚目の鉱害対策でございますが、これは六十三億五千万円計上いたしました。これは特に鉱害復旧事業費としましては、昨年度四十二億が六十億一千万円にふえたわけでございまして、特に六十億で復旧の規模といたしましては七十八億程度の復旧規模を想定いたしております。

それから、なお鉱害につきましては無資力鉱害の調整費、それから特に答申でもうたつております

したが、有資力者が鉱害復旧に對する負担金を負担する場合に、なかなか金繰りがつかないというふうな意味で鉱害基金から融資を受けてやります。これは三割の利子補給でございます。

それから、次は鉱害基金の原資を確保する意味の出資を二億計上いたしております。

次は、産炭地域振興対策の予算でございますが、四十一年度二十八億に對しまして三十億六千万円、このうち産炭地域振興事業団の出資は二十七億六千万円でございます。内容といしましては、事業団のほうから申しますと、特に新規の施策といしまして融資業務の中で、中核企業の誘致といふようなことのために、従来の融資比率四〇%、原則として平均四〇%程度の融資をするということになっておりましたのを、中核企業誘致のために六〇%程度に引き上げようというふうな方針を一応この中に取り入れております。そのほか出資業務がありますが、これは昨年度から始めました出資業務でございます。昨年度は筑豊のボタを利用いたしました事業に出資いたしました。本年度は活性炭の製造事業、活性炭はいわば新技術でございますが、技術庁の試験研究機関でたまたま工業化の試験がほぼ完成した段階でございます。これを本年度企業化そう、企業化に際しまして事業団から出資するというふうな性質のものでございます。それから土地造成につきましては、現地の計画のすり合わせ等によりまして十億を見ております。また本年度から特に新規のものとして工場建物の貸与制度を掲げております。これは現在具体的な問題としては、佐賀県あたりにいま一つ有力な企業の誘致、それに関連いたしまして建物を貸与するというような計画が進められておりますが、今後その他の地域におきましても、その工場建物貸与制度を活用して企業の誘致をするというふうな計画も進められております。これは新規でございます。

なお、特別会計の予算としましては、そのほかの保安対策、これは御承知のような鉱山保守セン

ターの問題が非常に大きな問題になっておったわけでございますが、これにつきまして三億の予算が計上されております。

それから、ほかに労働省の関係で炭鉱離職者の援護対策として、これは五十億三千万円が計上されております。

以上、合わせまして特別会計の規模といたしましては五百二十一億八千万円。

以上申し上げたのは支出の面を申し上げたわけでございますが、歳入につきましては、原重油関税をまず引き当てまして、原重油関税では足りない面を一般会計から繰り入れていただいたわけでございます。原重油関税収入といたしましては四百七十五億円の見通しでございます。それに対して支出が五百二十一億八千万円でございますから、四十六億円あまり一般会計からの繰り入れを認めていただいたわけでございます。

以上、簡単にございますが、特別会計関係の御説明を終わります。

もう一つ、財政投融資関係の計画につきましては、半ページの紙がございまして、この別紙によりまして簡単に御説明申し上げます。

石炭の投融資関係につきましては、開発銀行につきましては昨年当初と同じ百十億、少しこれでは足りませんので、秋になりますと年末融資等の問題があるわけでございますが、近い将来、再建整備計画等もできると思いますが、そういう諸計画を勘案いたしまして、百十億で足りない場合には大蔵省も補正に應ずるといふような話し合いに相なっております。

それから、ほかに石炭鉱業合理化事業団から整備資金が十五億出資されております。

それから、産業事業団は、先ほど一般会計で申しました事業に伴いまして四十億の財政資金が産業事業団に出されます。

それから、鉱害基金としましては、同じく鉱害復旧のための原資としての融資基金として財投から先ほどの一般会計のほかに十八億支出されます。

合計しまして百八十三億の計画でございます。以上、簡単にございますが御説明申し上げます。

○委員長(大矢正君) ただいまの通産大臣の所信表明並びに石炭対策予算の説明に対し、ただいまから質疑を行ないます。質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○小野明君 大臣が言われますように、今回の立法措置、また予算措置によりまして、石炭産業について安定を得るかどうかというところはきわめて問題でございます。私、そういう観点から二、三の疑点についてお尋ねをしてみたいと思っております。もちろん、今回の措置というのは、昨年七月の本答申を経て、それらの答申を受けて今回の措置がなされているわけでありま

けれども、前二回、三十七年と三十九年の二回にも答申がなされて、これが石炭産業危機を打開することができない。そうして中途で挫折したのでありますが、それで第三回の答申というのはやはり同じ性格のものではないかという疑点を持っております。それで以下順に疑点について述べてまいりたいと思っておりますが、

たしか、昨年度の電力の引き取りというのは二十五万トンですかね、局長そうですね。それで五千万トン程度という目標を立てられたのでありますが、現在貯炭の状況ですね、それをまず伺ってみたいと思っております。

○政府委員(井上亮君) 今日の石炭の貯炭は、業者並びに需要部門合わせまして千二百万トン程度でございます。

○小野明君 そうすると、四十三年の三月末での貯炭の見通しというのはどういふふうでございますか。

○政府委員(井上亮君) 千三百万トン近いものになるのではないかと思います。ただ、しかし、これにつきましては、なお今後鉄鋼業界の好況等の関係もありまして、原料炭の増量引き取りという

ようなことの可能性も見通されますので、まだ正確にはそこところが明確でございせんが、い

ずれにしましても千二百万トンを相当大きく上回るといふ見込みでございます。

○小野明君 それで、五千万トンという目標を立てられておるのでありますけれども、いま局長から説明がありまして、千二百万トンという貯炭がある、しかも四十三年の三月末、本年度末になりますというところから見る傾向にある、こ

ういうわけですね。しかも、原料炭の消費というものは、もちろん鉄鋼業が好況でありますからこれは見通しが立つとしまして、従来からも問題になっておりますように、一般炭ですね、この消費が、需要がどうして確保できるのかということが、やはり五千万トン目標を達成することができ

るかどうか、これの一番大きなかぎではないかと思っております。それで、問題は一般炭の政策需要をどう確保していくかと、これについて具体策を述べていただきたいと思っております。

○国務大臣(青野和太郎君) お話のとおり貯炭が予想したより以上に多いのでありまして、一般炭の需要が漸減する傾向にあると思っております。そこで、この一般炭の処置をどうするかという問題であります。これにつきましては共同火力でその

一般炭を使用するということとをひとつ考えてみたいと思っております。また具体的にはきまっておりますけれども、そういう方向でこの貯炭の処置をしたいと、こう考えております。

○小野明君 まあ私はやっぱりこの電発火力なり共同火力でもいいのかと思うのでありますけれども、その充実によつて一般炭の需要を確保する、現在ではそれ以外にないのではないかと

いう気がいたすのであります。で、そこから見ますと、昨年の院の決議から見ますと八基建設するようになっております。それで今年は何基ですか――二基ですかね、それしかつくられていない。計画にない。これではやはりこの一般

炭について政策需要をつけることが不可能なのではないか、こういうふうに見ておるのですが、この点はどうですか。

○国務大臣(青野和太郎君) お話のとおり、政策

需要を増加する以外に手はないということ、私も同じ意見であります。まあ幸い九電力については昭和四十二年度は二千三百三十万トンであります。四十五年には二千三百三十万トンという

需要を増してもよろうことになっております。電源開発につきましてはいま三基稼働しておりますが、もう二基また増設いたしまして三百三十万トンの需

要が見込まれておるのであります。そこでお話のとおり、この電源開発の問題、火力の発電の問題とあわせてひとつ考えてみたいと、こう存じておる次第でございます。

○小野明君 私はこの二基では当然不足するのではないか、八基という決議があるのでありますから、この点をさらに増設するという見通しをお尋ねいたしておるわけですね。

○国務大臣(青野和太郎君) ただいま申し上げましたとおり、政策需要を増す以外に手はないと思っております。したがって、この電発の増設あるいは共同火力の増設というように、この政策需要を増していくという方針で前向きに検討したいと、こう存じておる次第でございます。

○小野明君 そのことは、これは二基建設するということになって大体三年くらいかかるというわけですが、さうしてこれは今年度なり明年度の予算に組み込まないと実現が四十五年ぎりぎりになる、こういうことになりまして、大きな努力をお願いをしておきたいと思っております。

それから四十五年までの見通しということなん

であります。最近エネルギー部会の答申があつております。これとこの安定策といいますが、この安定策の中にエネルギー部会の答申というものがどう組み合わされておるか、かみ合つておるかその点を尋ねたい。全然関係がないとい

うことはもちろんないと思っておりますけれども、答申がおそく出されておりますからどうかみ合つておるか、大臣の見解を伺いたいと思っております。

○国務大臣(青野和太郎君) エネルギー部会のはうでは五千万トンということの位置づけをして

らつておるので、石炭は五千万トンという前提のもとで石油資源というように考えて、あるいは将来は原子力のエネルギー資源というようにことを考へて案を立てておる。結局この石炭問題につきましてもは石炭鉱業審議会のほうで審議していきたい、五千万トンを確保していきたい、こう考へておる次第でございます。

○小野明君 それでは、一つは炭価の据え置きということをその前提の条件にして価格差の分析といひますか、そういうものがなされてないのではないかと、そのことを心配するわけです。特に競合エネルギーとの関係ですね。競争すれば問題にならない、特にまた石炭がだんだんウエートが下がつておる、こういうことが予想されるのでありますが、それで石油の価格低下ということから石炭需給というものに大きな変動がくるのではないかと、この点を私は心配しておるのであります。それがどのように措置されるのか、対応されるのか、お尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(井上亮君) 御指摘のように石炭の競合エネルギーである重油——一般炭につきましてもは重油が競合エネルギーになります、これとの価格差の問題が今後の需要確保に大きな問題となつてくるわけでございますが、今日の価格差の現状は、電力あたりを例にとつてみますと揚げ地におきまして平均千円から千二百円程度、これが重油と石炭の価格差でございます。なお、今後のこの価格差の開きの見通しは、石炭は先生の御指摘ありましたように、今後少なくとも四十五年程度くらいまでは横ばいというふうに想定されておりますので、重油の価格の見通しがどうなるかというところになるわけでございますが、これについては石油業界等につきましてもはできるだけ価格は引き下げたくなかという希望意見があるわけでございます。しかし、まあ通説的と申しますか、一般的な見通しからしますと、やはり重油の価格はなお若干ずつ低落の方向にいくんではないかというの一般的な見方になっております。

問題が起こるわけでございますが、先ほど大臣が御答弁されましたような電力業界につきましてもは、政策需要で昭和四十五年度に九電力で二千三百万トン、ほかに電燈火力等で増量引き取りがありますという約束になっておりますので、この需要確保については私ども心配をいたしておりません。そのために負担増対策等も講じておりますので問題はないうわけでございますが、問題は一般炭の、一般産業向けの石炭の需要、それから暖房用炭の今後の見通しということが問題になります、これらにつきましてもは、私どももそういつた重油価格との関連から今後石炭の需要は逐年減少していくんではないかという見通しを立てております。今日一般産業炭、暖房用炭等の需要は全体で千五百万トンぐらゐるわけでございますが、おそろく昭和四十五年度には一千万トンを割るのではないかと、七、八百万トン程度の需要になるのではないかと、これが予想されます。したが、いましてそういつた一般産業炭、暖房用炭の需要の減少を見越しまして、政策需要ということ考へておる次第でございます。

○小野明君 それでは次に、肩がわりの問題をお尋ねしたいと思ひます。この肩がわりをやることによつて四十五年度に黒字になる、こう言うのです、はたして黒字にすることができるかどうか。このひとつ根拠を再度説明してもらいたいと思ひます。

○政府委員(井上亮君) 率直に申しますと、正確なところは今日、まあことしの一月くらいから、今後の石炭鉱業の長期計画について検討をいま鋭意進目のようにやつておるわけでございます。近い将来はつきりした姿が出ようかと思ひますけれども、手元にある資料で申し上げますと、結局昨年、石炭鉱業審議会が答申を出されました、政府はそれを受けて閣議決定したわけでございますが、その当時の見通しといたしましては、昭和四十二年の赤字は、大手につきましてもはたたり五百円あまりの赤字が見込まれておつたわけでございますが、四十二年度になりますと、た

だいま、いわゆる抜本対策として考へておりますような肩がわり措置とか、あるいは安定補給金の制度とか、あるいは抗道掘進補助金の制度とか、こういうような助成策を講じてまいりますと、大体四十五年度の案では、大多数の企業——なお三、四社程度につきましてもは赤字問題が残るかと思ひますけれども、大多数の企業については何とかやれるということになるのではないかと、こういう数字に相なつております。

○小野明君 大体五百円ぐらゐの見当でプラス、マイナスを計算されておると思うのです。しかし、その計算の前提基礎に私は問題があるのではないかと、こう申し上げたいのであります。それは、五年間に生産性を四〇%伸ばすということ、これはいまでもおそろく能率からいへば、生産性は西欧並みの、あるいはそれを上回る能率をあげているので、この点はまあいいとしても、労働者にとつてはいいことじゃないのですけれども、物価の上昇を大体年一%と押えている。この点が一体どうなるのか。それから賃金の上昇を年一%と押えているのか。これに押えておる。で、こういふ点ですね。実は問題なのは、物価の上昇を年一%と押えているというところ、この五百円プラスマイナスになるという計算の大きな危険があるのではないかと、この点はどうか。

○政府委員(井上亮君) お説のように、石炭鉱業審議会が答申を出すに際しまして、いろいろ各個別企業にわたつての現状並びに将来の見通しについての分析をいたして検討したわけでございますが、その際、まあ物価の上昇につきましてもは一%程度という試算をいたしまして、そういうことで計算したことは事実でございます。で、この一%といふのは、石炭鉱業の昨年までの過去数年間にわたる物価の上昇率といふのです、物価といふのは普通の物価ではなくて、石炭鉱業の物品費に影響する価格の変動、この実績が大体一%程度というふうなことから一%を採用したわけでございますが、しかし、ひるがえつて今日の情勢で、今後再建整備計画等を組みます場合に一%

が妥当かどうか、三%というのが妥当かどうか、こういった点は今後慎重に検討していきたいというふうに考へております。

○小野明君 この一千億で安心するのは、私は銀行だけではないかと思ひます。新しい事業をやるには新しい借入れをしてまたこの債務が出てくる。そうしますと、結局負債というものは減らない。しかも、銀行から言わせれば、非常に危険なこういった企業に対して貸ししる、あるいは差別融資をしていくという心配は、これはないのですか。

○政府委員(井上亮君) やはりこの肩がわり措置につきましてもは、これは単に金融機関の問題というよりも、どつちかといひますと石炭鉱業みずからの利益になるわけでございます。むしろ今日、こういう措置を逆にありがた迷惑と申している銀行もあるわけでございます。私ども再建整備計画を組みまして肩がわりをするというその際に、一面において、金融機関に対して異常債務を肩がわりするわけでございますから、金融機関は喜んでくれるべきでございますが、しかしながら、私どもはこれの肩がわり措置と並行いたしまして、当該金融機関に対しては、今後この石炭産業の融資に対する協力を要請するというような方針をしております。金融機関の中には、肩がわりをしてもらつたというよりはむしろ、石炭企業と縁を切つたほうが得だというふうに思ふ銀行もあるわけでございます。この辺は私も必要なる資源を守るためには金融機関に要請をしたいというふうに考へております。しかし、そういう事情もあるわけでございます。と、ところでこの肩がわり措置によりまして——大体過去の今日の石炭産業の不況の一番大きな原因は、何と申しましても、過去の重荷にございまして、この重荷を払ふことによつてまた再建のスタートラインにつかせる、こういうような趣旨で考へておるわけでございます。

○小野明君 おっしゃるやうに一部の——一部ではございませぬ。大手の経理はやはり若干好転していくだらうと思ひます。しかし、この恩恵を

ほとんど受けない中小の場合は、いまの収支の状態は非常に困難を感じていると思うのですが、これについては、政府としてはこういった企業格差を埋めるための努力というのはされないものであるかどうか、この点はいかがですか。

○政府委員(井上亮君) 今日の大手と中小の間に企業経営、企業経理の格差が確かにございまして、一言で申しますと、大手につきましては、過去の終南山対策等のために過重なこういった負担、負債を背負っておりますが、中小炭鉱につきましては、ほとんど大部分の企業についてそういった過去の重荷は持っておりません。したがって、金利負担等、大手につきまして平均的にトントン当たり四百円くらいの負担がありますが、中小についてはほとんどそういうような負担はないというように企業格差がございまして、中小につきましては、もちろん私も肩がわり措置に際しましては、中小の中にも相当やはり炭鉱を持ち、将来の安定的企業としてやっていくものもあるわけございまして、当然これは大手だけではないと、中小炭鉱にも当然一視同仁の措置を講じたというふうな思っております。しかし、中小炭鉱の、一般的にいえば過去の重荷のない企業につきましては、この対象になりませんから、したがってそういう企業につきましては、安定補給金等の施策で中小の経理改善対策をはかってまいりたいというふうに考えております。

○小野明君 次に、これは大臣に御答弁いただきたいと思うのですが、これは労働大臣でも通産大臣でもいいですが、この五年間に五千万トン程度といえ、ほぼ一千万程度のスクラップが出てくる。私どもは、その数字はほぼ三万人くらいではないか、こういうふうな考えるのでありますけれども、離職者につきましては十分ではないですけれども、かなり措置がされてきつた。問題は、いまいわれておるように、労働力の不足、炭鉱における労働力の不足をどう補っていくか。こゝうしないと、結局、安定産業というところになり得ないのであります。労働力の不足を補うため

の、あるいは質のいい労働者を確保していくというための施策というのは、一体どういうことを考えられておられるのか、それをお尋ねしてみたいと思うのです。

○委員長(大矢正君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(大矢正君) 速記をつけて。

○国務大臣(菅野和太郎君) 炭鉱の労働者を確保するということ、今後において私は重要な問題だと思ひます。離職者手当よりも炭鉱に必要な労働力を確保するということが今後は重点を置いていかなければならぬ、こう思うのであります。それには産炭地の振興というふうなことも一つの方策だと思ひますし、それから年金制度、これもそういう意味において一策だと考えます。幸い年金の制度につきましては、先般炭鉱審議会のほうで答申が出ましたから、目下厚生省のほうにおいてこの年金制度の法案を作成しておられることと存じます。そういうようなことで、炭鉱から労働者が離れないようにすることが今後の重点じゃないか、私はこう存する次第でございまして。

○小野明君 大臣の答弁はそれなりにいいと思うのですけれども、答弁の中身というのはいまありません。いわけですね。いまおっしゃられた年金だけなんです。それで、これは年金が出ましたからお尋ねをしてみたいと思うのですけれども、年金制度小委員会ですか、ここから出ておられる結論といひますか、それを見ると、抗内、抗外と分けて抗内だけに適用するというわけでしょう。そうして、二十年ですか、抗内におつて五十五歳以上にならないうと月七千円はもらえない、こういうことなんですね。これは年金を加えて魅力ある職場にしていくというのについてはあまりにもお粗末ではないか。しかも、年金について見ても、二十年も坊内におつてということ、現実考えてみてこれはたいへんなことではないかと思ひます。で、抗内労働というものは相当激しい労働であります。しかも、五十一、二歳になると抗外にぽんとあげられる。けがをするとみんなあげられるとい

うことになってしまふのですから、そういうことから見ると、この小委員会が出しておられる結論といふのはきわめて非現実的な結論ではないかと思ひます。この年金問題だけでも、坊内、抗外の差別なく支給をしていく、こういうことに変えられらるものかどうか、また私は変えてもらいたい。魅力ある職場にするためにはこのように思ひます。けれども、この点はいかがですか。

○政府委員(井上亮君) 先般、年金小委員会から年金少委員会としての最終的な答申が出されたわけでございますが、それによりますと、従来は、先生からただいま御指摘がありましたように、労働者の対象につきまして抗内夫に限定しておつたわけでありまして、今回の年金小委員会の報告では、抗外夫についても対象にしようということでは当然労働の質等の点からいたしまして根本的に違つてございまして、給付の額につきましては抗内夫に重くということになると思ひますけれども、一応年金の対象にすべきであるというところで、従来の説を変えていただいで、そういう答申が出されております。

○委員長(大矢正君) ただいま労働大臣の出席がありまして、労働大臣から石炭対策についての施策の所信を表明していただき、引き続き質疑を続行いたしたいと思います。

(速記中止)

○委員長(大矢正君) 速記をつけて。早川労働大臣。

○国務大臣(早川素君) 石炭鉱業に関する当面の労働諸問題について、一言所信を申し述べ、各位の御理解と御協力を得たいと存じます。昨年七月、石炭鉱業審議会から石炭鉱業の抜本的安定対策に関する答申が行なわれたところでありまして、今後答申に基づき諸施策が講ぜられる過程におきまして、閉山合理化に伴う新たな離職者の発生が予想されております。

このような事態に対処するため、昨年十二月の臨時国会において、鉱業離職者求職手帳の発給要件の緩和、移住資金の支給対象者の拡大等、急を要する事項について、炭鉱離職者臨時措置法の改正が行なわれたところであります。引き続き、今特別国会においても、離職者対策の充実を期するため、炭鉱離職者が自営業を開始する場合における自営支度金の支給、開業資金を借り入れる場合の債務保証、炭鉱離職者臨時措置法の廃止期限の延長等の措置を講ずることとし、炭鉱離職者臨時措置法の改正案の御審議を願うことといたしております。

次に、石炭鉱業における労働災害は、昨年におきましてもガス爆発等の災害が続発し、まことに遺憾と存するのであります。今後とも、一そう、通商産業省との連携を密にし、鉱業労働災害防止協会による自主的災害防止活動の積極的展開をはかる等石炭鉱業の労働者を危害から防止するよう努力いたす所存であります。また、不幸にして事故にあつた労働者の保護につきましては、従来からも努力してまいつたところであります。なからんずく一酸化炭素中毒患者に対する医療対策につきましては、三井三池の災害発生以来、専門病院及びリハビリテーション施設の開設、産炭地付近の労災病院に高圧酸素室等の救急器材を整備する等被災労働者の保護に万全を期してきたところであります。また、かねて各方面から要請されてきた一酸化炭素中毒症に関する特別対策については、現在労災保険審議会において審議をお願いしてるところであり、成案を得次第、今国会に法案を提出する考えであります。

なお、石炭鉱業における賃金不払いについては、かねてから監督指導につとめてきたところでありまして、昨年末の石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部改正による石炭鉱業合理化事業団の交付金の大幅引き上げ等により、今後、賃金不払いの解消が促進されるものと期待されるのでありまして、労働省としても、関係機関と連絡を密にし、さらに一そうの努力をしてまいる所存であります。

以上、当面の諸施策について所信の一端を申し上げた次第であります。今後とも各位のご意見を十分拝聴しながら行政の推進に一そう力を尽くしてまいりたいと存じます。

○小野明君 先ほど井上局長が答弁をされました年金について、抗外内にも適用すると言われているのですけれども、この具体的な内容はわかりません。

○政府委員(井上亮君) 答申によりまして、抗外夫でもやはりこの際適用すべきである。ただし抗外夫でありまして、抗外夫の概念自体が非常に広いわけでありまして、たとえば二次製品部門、いわゆる炭鉱では付帯事業部門と言っておりますが、付帯事業部門とか福利厚生、こういうような点については除いて考えるべきではないかという趣旨の答申がなされております。なお、具体的にどこまでの範囲で考えるかという点につきましては、関係者の間でも非常に強い問題でございますので、ただいま検討しておる次第でございます。

○小野明君 労働大臣にお見えになりましたが、先ほど通産大臣のほうに質問申し上げたのは、炭鉱労働者が非常に流出している、また炭鉱に働いても先の見通しがない、こういうようなことで、この労働力不足というのが、この根本策を実施するにあたって一番大きな欠陥になって出てくると思われませんか。そういう面では、この労働力を確保するためにはどういった施策が必要なのか、それを考えておられるか、こういう質問を申し上げておたのであります。

それではこれは労働大臣にお伺いしたいと思うのでありますけれども、いま炭鉱労働者には、特にまた管理炭鉱、再建炭鉱ですか、こういうところには能率の向上、四十五年で五十三・六トンですか、非常なこれは高効率ですね、そういうまあ過重な負担がかかる。しかも出勤率の向上、あるいは基準賃金の一部たな上げ、あるいは期末手当は制限するわ、こういうきびしい措置がなされているわけですね。一方、ことしの春闘の結果を

見ましても、鉄鋼が約四千万から四千五百円、軒並み大きな賃上げを勝ち取っているわけですね。これから見ると、炭鉱労働者というのは七割に押えらるわ、しかも、過酷な労働条件はいろいろあるわけでは、結局、炭鉱で働くという、こういう意欲がなくなってしまうわけですね。いま通産大臣のお話の中には、魅力のある職場にするために年金と、こう言われているのですが、年金だけではどうにもならぬ。やはり賃金アップの点を考慮したくないと、あるいはあわせて保安の確保というのを考慮したくないと、いわゆる労働力不足というのは避けられない結果を見るのではないかと。このように私は考えるのであります。

そこでこの一千万の肩がわりにせよ、あるいはその他のいろいろな施策にせよ、炭鉱経理というのは、会社は救われるけれども、企業が優先して労働者のほうに薄いと、こういうふうに見ざるを得ぬのであります。そこで賃金アップ問題なり、炭鉱労働者——炭鉱に働くことが魅力のある、将来性のある職場なんだ、こういうことにするためには、炭鉱について労働大臣の考えを承りたいと思ふのです。

○委員長(大矢正君) いま小野君の質問がありましたが、この際、私も関連してお尋ねをしておきたいと思ふのであります。それは御存じのとおり、今日の炭鉱労働者の平均年齢というのは三十九歳を上回っており、現在ではおそらく平均年齢が四十歳になっておると思ふのであります。しかも、今日の炭鉱労働者の平均賃金、先般労働大臣が予算委員会でお話された内容のものは、言ってみますれば、坑内作業という非常に危険な、他にはその類例を見ないような産業の実態をあわせ考えた数字になってあらわれておるわけですね。

そこで私が特に承りたいことは、ただいま小野君の質問の中に七割というところがあるのか、どういふ理由のもとに存在をするのかよく存じませんが、いづれにいたしましても、今日、労働力の不足が、一つにはこれからの石炭産業の行くえとい

うものをば、日本の重要産業というものが危機に瀕する事態になることが予想される今日、それに直接的には関係はないかもしれぬが、しかし、労働力の確保という面から見た場合に、労働行政を担当する労働大臣の立場というものは、まさに私は重要なものがあると思ふのであります。したがって、そういう立場にあられる労働大臣として、今日、ほかの産業の労働者の賃金がほぼ倍々ありつづいておる段階で、大臣自身として、今日の石炭産業に置かれておる労働者の賃金の水準は、一般的な常識として、たとえば従来水準は一応おくといたしまして、今日の段階で考えられる賃金の水準というものはどの程度のものが妥当であるとお考えになっておられるか、あわせてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(早川崇君) 石炭労働が魅力あるためにはどうすればよいかという小野先生の御質問でございますが、これは、早に賃金が上がるだけではだめなんです、まず私たちが心配しておるのは、災害の多過ぎるという点、一般の産業平均に比べてまして十二倍も労働率があるという点、これをどうするか、これはなかなかむずかしい問題でございます。また、労働者といつたしましては鉱山保安局とも連絡しまして、いまC中立法というような措置も考えておるわけでございますが、まずこの点が第一であります。

第二番目は、抗外夫の労働条件が著しく悪かったのです。いわゆる十六時間ぶっ続けに労働しているというふうなこともございまして、労働基準法にのつた労働条件の改善、これは非常に進んできております。こういった面では、労働者といつたしましては、大いに施策の成果があらわつておると思つておるわけでございます。

根本の賃金の問題でございますが、昭和三十三年までは大体全産業の五番目の高水準の賃金でございまして、ところが、昨年は大体十番目というところまで落ちまして、平均賃金が四万五千円とボーナスその他、手当を合算しても五万円と

いうので、一般の製造業の平均賃金は四万二千円です。それから、それよりは低くはありませんが、上昇率がほかの産業に追いついてまいりまして、十番目という業種に落ちてきておるわけでございます。で、たまたま燃料革命によりまして石炭が斜陽産業といわれるようになりましてしたのでございすから、これに伴つて、鉄鋼その他のような好景気の産業のほうにはあるいはベアアップがいかないかもしれないけれども、七割という一応の積算の基礎というものはございすけれども、まあできるだけひとつ労働使間でたまたま折衝中でございますので、労働大臣としては妥当な賃金上昇ということをお願いいたしておるわけでありす。

今後の問題としては、さしあたってこ一、二年は御承知のようにむしろスクラップすることから失業者が出るという状態、中高年を主とした現在の労働力というものが直ちに逼迫するとは思ひませんが、弱年労働力というものがそういうところから魅力を感じないという事態は、これは、単に石炭産業のみならず、全般的な人手不足ということに影響されておるわけで、私も率直に言いますと、五年、十年後の石炭産業を考えますと、人手不足が石炭産業の臨路になる時期が来るのではないかと心配をいたしておるわけでございます。

そういう立場から特別年金制度、非常にけつこうなことで、関係各省とも推進してまいつたわけでありす。で、まあとら石炭合理化が進んで生産性が上がつて、まあそういう災害が多い産業には、いわゆる災害危険というものをいふと、賃金というところまでいかなければ、やはり十二倍も普通の産業に比べて災害率が多いということではどうにもならぬ。ですから、今度の合理化案によりまして、石炭産業が非常に生産性のある、支払い能力のある産業に一日も早くなつてもらなれば、いかに来い来いと言つても弱年労働力はまいりません。そうすると外国労働力を入れなければならぬという、非常にわれわれにも好ましくないような姿になる危険すら起こつてきはしない

かと思っております。

どのぐらいの賃金が妥当か。これはなかなかむずかしい問題でございます。ただいまも総評の議長や事務局長からも陳情を受けたのですが、全炭鉱並びに炭労、それぞれの立場で使用者側と折衝してある段階でございます。労働大臣としてこれに介入する権限はございませんが、できるだけこのほかの産業とも考え合せて、妥当な、良識ある賃上げが労働間で妥結されることを心から望んでおる次第でございます。

○委員(大矢正吉) 労働大臣、いまの御答弁ですが、あなたは七割というのを口にしたが、七割というものは具体的にどこから出てくるかというのを私は存じませんけれども、かりに七割ということをする場合には、七割というのとは一体幾らかということとを数字の上で御存じですか。これはいまあれですよ。七割というとは一体一方八十円という計算になる。一方八十円ということは、二十五日全部働いても二千円にしかならないということ。かりにそれを平均二十二日に、坑内外を平均すると稼働日数は大体二十日ぐらいいしかならないが、そうなりますと千七、八百円のアップにしかならぬということですね。そうなりますと今度は相場が四千円とかいふことをあなたは予算委員会でも説明されていたが、これがいかに低いものであるかということがおわかりになると思うのです。単に七割というだけでは金銭的にどれほどの違いがあるかというのを御認識になりませんか、私は話が合わないのではないかとと思うのですが、もう一回ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(早川崇) 私の承知しているところでは、第三次答申の検討にあたって対前年の賃金アップの試算率でございまして、これでなければならぬという問題ではないのかと承知をいたしている次第でございます。昨年は対前年の増加率は一〇・四%、一昨年は一〇・七%ということで、実際にはそれだけの賃金というものが上昇しているという実績でございまして、本年がど

ういうようなアップ率になるかということは目下労働間で大いにひとつ折衝している、こういう実情でございます。

○小野明君 いまの賃金の問題で、結局、これだけ政府が企業に肩を入れるといいますが、腰を入れる、通産省のほうでむしろ会社側にプレッシャーをかける、このおもしろい非常な感じがすると思うのですがね。それで労働大臣の答弁もありましたけれども、この問題について通産大臣の答弁をお願いしたいと思うのです。

○国務大臣(菅野和太郎) この労働の問題については労働の間でおきまになることであります。問題は炭鉱産業自体の安定ということが先決問題だと思っております。したがって、今度の特別会計でいろいろきめられておることも、炭鉱自体の安定ということとを主眼としてやっております。したがって、労働者あたりにも、いままで不安に思っているのは、自分のところの炭鉱がいつつぶれるかわからぬ、これが続いているかどうかわからぬ、これだけ借金があつてやっていると、かといふことで、非常に不安を持っておられると思うのであります。でありますからして、炭鉱自体が、炭鉱産業自体が安定するという方針でいって、それによつて適当な賃金をきめてもらふということにしようと思つておるのです。

○小野明君 いまの考え方、私は間違つておるとは言いませんけれども、やはり炭鉱、石炭産業の安定というのは、あるいは炭鉱の成功するかどうかの要素の中に、優秀な労働力を確保するかどうか、できるかどうか、こういうことが非常に大きな要素として私は考えてもらわなければならぬと思つておるのです。しかも、先ほど申し上げたように、西欧の炭鉱労働者以上の非常な高給率を要求されている。あるいは労働大臣が言われたように、労働災害、保安の問題も非常に大きくある。こういうところで、やはり労働力の流出を防ぐという観点から、この抜本策も諸施策も考えてもらわなければならぬと思つておるのです。こういう点

についてどうなのかと、こうお尋ねをしているのであります。

○国務大臣(菅野和太郎) お説のとおり、労働者を確保するという意味においては、賃金というものがある大きな要素になるということはわれわれも考えておりますが、そこで、それだけの賃金を出し得る炭鉱の経営状態であるかどうかということが、結局先決問題ではないかと思つてございまして、その点において労働の間でひとつ相談して、賃金をもう少し上げてもらつてもいい、あげてもいいというように経営者も考え、また炭鉱労働者もひとつ上げてもらいたいということでも話し合ひができれば上げてもらつてつこうだ、こう思ふのであります。私としては賃金をストップすると、そういうような考えはないので、要するに炭鉱の産業が安定するということが労働双方がひとつ考えてもらつたらつこうだ、と、こう存じております。

○阿部竹松君 閣下して、通産大臣にお尋ねいたしますが、私、立法院の議員ですから、行政府の仕事に干渉するようなことは質問を避けるべきですが、しかし通産大臣の御所見として承りたいことが一点ある。労働大臣の答弁もございましたが、あるいはさいぜんの提案説明の中にもございまして、あるいは炭鉱における労働災害は、昨年に増してガスの爆発等、災害が頻発しておる状態でありました。災害がますます起きておるということ労働大臣が提言なさつておる。佐藤総理大臣は、人命尊重ということについては、歴代の総理大臣中、一番多く言明されておるわけでありまして、したがって、保安ということの車の両輪というものが、池田さんなり岸さんなり、あるいは今の佐藤さんの言明だったが、今日では、生産と保安と車の両輪から、生産より保安のほうが大事故でございましてという言明になつておる。にもかかわらず、これはあなたのほうで決定することです。それから私は言いませんけれども、石炭のせの字も、保安のほの字も知らぬ人をいきなり保安局長に持つてきておる。保安行政なんというものは、

保安の仕事なんというものは、五年、十年、二十年というように、やっぱり専門的にやらなければならぬ。繊維局長が重工業局長になつたり、あるいは重工業局長が公益事業局長になつたりするといふことは、これは通産省の行政の一環としてやむを得ないといふことは私は認めます。しかし、鉱山保安といふものは、そう簡単な通産省の人事行政で解決できるものではない。山より海のほうで災害が多いとか、海より山のほうが災害が多いとか、あるいは交通事故でなくなつたりがする人は日清戦争の死傷者よりも多いといわれが、多い。日本全国で、重傷か軽傷か、どれだけ犠牲者が出てゐるか、どれだけ災害が起きているかわかりません。そういうことをやつておつて、大矢委員長やあるいは小野委員の質問に対して、それは、保安は大事だなんといふことを言つておるが、全然、それは話にならぬ。それは、保安といふことを知らないでそういうことをなさつてゐるのかどうか知らないけれども、あなたの省にも保安といふ仕事について幾多の対策を立てたエキスパートがたくさんおられるはずだ。人の名前をあげたくございせんから、これ以上私は申し上げませんけれども、ほんとうに炭鉱の状態とか保安の行政を守つてやらなければならぬと、こういうことであるならば、もう少し、もっと慎重に取り組むべきですよ。単なる序席、単なる人事でもつて、ぼつりぼつりと全然知らない者を、かりに二十年前に東京大学卒業の当初、かつて一年半ほどおりましたといふような人を持つてきて、仕事をできますか。これは全然できませんよ。それを単に人事で解決して、保安を守ります、これはとんでもない話だと思つて。しかし、これは行政府のおやりになることですから、立法院です。から、私は、人事問題に介入できませんけれども、答弁できないなら答弁できませんと、しかし、答弁できるならば、こういうことで私はやりましたといふことをはっきり答弁していただきたい。あなたのその心境を私は承つておきたい。ほんとう

に保安を守る、炭鉱を守るというお話であるならば、そういう一問一答では、これはだめですよ。あなたは労働大臣をなさっておつて、一体、恥ずかしありませんか。

それから、基準法によれば、労働大臣は、災害が頻発した場合、勧告することができるといふことになっておる。一体、労働大臣が勧告されたことがありますが。労働大臣にもお尋ねしたい。あなたは就任されてから日にちが浅いから、そういうことがあつたかどうかわかりませんと言ふかもしれないが、ちゃんと基準法に書いてある。勧告できるということが書いてある。あるいは、ここに基準局長は出ておられませんかけれども、あなたの方から、基準局長から保安局長に対して、勧告できる。一体、そういう例があつたかどうか、お示しを願いたい。

○国務大臣(菅野和太郎君) まあ局長がわかりませんが、課長にみなそれぞれたんのうな人がおりますから……。したがって、この保安の問題については、有能な課長がみなそれぞれやつてもらへることでありますからして、保安のことについての不安は私はないと思います。また、有能な人でありまして、局長として私は十分に職責を果たすことができる人と存じまして局長にいたしましたのであります。また、有能でなければ、それは問題であります。私のほうでは、この人であれば保安局長としてけっこうやつていける人だというように考えましたから、任命をいたしました次第であります。

それからなお、労働省からその保安の問題についてのことは実は私が大臣になってからまだ聞いておりません。

○国務大臣(早川崇君) 三池災害の直後、勧告をいたしましたことを承知いたしております。

○阿部竹松君 三池災害以後、山野炭鉱から伊王島、北炭夕張、奔別等、あのくらい炭鉱の大災害が起きて、法律で明示しておることをやつておらぬということになれば、これはばくは労働省の怠慢だと思ふ。少なくともあれだけの大事故が起き

たら、炭鉱の大災害が起れば、労働省の守るたつた一つの線なんです。それをやつておらぬということになればあれですが、しかし、それはそれとして、通産大臣の話を聞くと、局長がだめでも有能な課長がおる、これは大臣がかわつても、有能な次官がいればいいと、そういうことに通ずるので、そこまで言ふと私は何を言わんやだけれども、それではあなた、真剣味が足らぬでしよう、真剣味が。そういうことでいいわけですか。特にただ、国の財産を——通産局長が東南アジアと貿易交渉をやつて、やれガットなり、やれ何をして一億ドル負けたとか、損をしたとか、こういうことは国にとつては損失である。しかし、これはいつかは取り返すことができるのです。しかし、炭鉱で人命を失つてしまつと、いかに大臣を責めたところで、保安局長を責めたところで、これは話にならない。特に保安局長なんというものは技術に練達の人でなければならぬわけですよ。あなたのように、局長がわからぬでも、課長がおると、何でその課長を、そのくらいの課長がおられれば局長にせぬのですか。そのくらいあなた、考へていただかなければ、永劫、炭鉱災害はなくなりませんよ。労働大臣もかわつてゐるのだから、昨年よりもまだ炭鉱災害は増してゐるということ。を堂々と提言されておるのだから、あなたは並んでいて恥ずかしうはないですか。通産産業大臣に責任があると思わぬですか。あなたはここにこゝろを笑つておられますけれども、こういう間にも遺家族がたぐさん出るわけですよ。そういう通産大臣がたつたら質問したつてつまらぬですが、そうなたら一体どうなるのですか、通産大臣。

○国務大臣(菅野和太郎君) 保安ということが石炭産業においては重要なことであるということ、これは、たゞたびいまでも前任大臣からも申しております。私のほうでも保安ということが重要だということをお申しておるのではありません。保安が確保されてこそ労働者が安心して働けるということでありまして、その点においては今回、先ほど局長から申し上げましたとおり、予算も増し、

また保安センターも設けるといふようなことで、極力保安を確保することに努力いたしております。したがって、ひとつ保安ということについて従来よりも熱意を持つてやつておるといふことを理解していただきたいと思ふ次第であります。

○阿部竹松君 委員会の答弁でなしに——委員会では、熱意を持つてやります——そういうことは何十回も聞いておるので、そういうことをばくは聞いておるのじゃない。具体的に実例をあげて大臣の心境を聞きたい。

それから、保安と別個に、去年、北海道で一日三木さんが通産大臣で、佐藤総理と一緒に北海道へ行つて、豊里のような炭鉱災害をなくします、こうおっしゃつた。間違いない。どうやつたのですか。それをまず第一点お聞きしたい。

それからもう一つ、つい先週、佐賀県の杵島炭鉱で災害が起きたが、あなたの言明と違う。それをどういふふうに出置したのですか、あなたの答弁……。

○国務大臣(菅野和太郎君) 豊里炭鉱のことにつきましては、労使の間でもお話し合ひができて、閉山することに決定したのであります。これは円満に話がまとまつたということをお聞きしております。

杵島炭鉱につきましては、これの善後策について、目下関係者と相談をいたしております。杵島炭鉱の火災の起こつたことは、まことに遺憾に存する次第であります。

○阿部竹松君 佐藤さんが言明し、労使双方で解決しなければならぬほど現内閣は能力なんですか。少なくとも総理大臣が言明し、当時の通産産業大臣の三木さんが、しかるべく処置をする、と言つて、だめになつたのじゃないですか。そんな答弁だつたらもう聞く必要がございません。

でも、第三項目に触れておる。これも私も、国で金を出して炭鉱経営者並びに炭鉱労働者を教育して、保安の万全を期すものであると私は信用しておつた。ところが、国でちよつぱり金を出して、あとは全部炭鉱経営者に金を出させておるでしよう。たとえば防衛大学にしてもほかの大学にしても、国の場合は防衛大学、あなたたちの言う、あるいは自由民主党の諸君の言う、あるいは政府の言う、防衛大学でも全額国でしよう、一人の——とにかく航空自衛隊をつくるのに三千億もかかる。ところが炭鉱労働者を守るためには国は金を出さぬ。呼び水としてスズメの涙ほどの金を出して、あと全部炭鉱経営者に金を出せと、こういつて、そして炭鉱経営者に金を出させる。炭鉱経営者は、労働大臣、通産大臣から話があつたように、斜陽産業なんですからなかなか出したくない。しかし保安ということを出してゐる。飛行機一機買ふ金があれば、もう万全な措置を講じることもできる。私どもも思想、考え方が違ふから、自衛隊もけつこう、防衛大学もけつこうでしよう。しかし、それはそれなりに、これだけ三人に一人災害が起ると、世界一のとにかく災害の多い石炭産業に、飛行機一機分の金が出せぬというばかな話はない。それは全部炭鉱経営者の金だ、政府は三分の一か五分の一かわかりませんが、でも、そういう金を、通産大臣、それしか出しておらぬわけですよ。ひどいじゃないですか。あなた良心的にとがめませんか。大臣に聞いておるのだ。

○国務大臣(菅野和太郎君) 政府委員から、数字のことですから……。

○阿部竹松君 政策的のことを聞いておるのだから、あなたが——何という人かわからぬけれども……。

○委員長(大矢正君) それじゃ、具体的な数字をまず局長から説明して、そのことに対して政府が金を出さない、出して足りない部分を業界に依頼をするということの説明については、大臣から御答弁を願う、こういうことにしたいと思ひま

す。

○政府委員(中川理一郎君) ただいま阿部先生からお話ございましたように、私どもの保安の中央協議会の御意見によりまして、保安センターというものを設置すべきであるというお話が、結論が出てまいりました。今年度予算の要求に際しましては、北海道と九州に一方所ずつの保安センターを設置したいということで、財政当局と話を進めてまいりました。ただいまお話ございましたように、当初私も要求をいたしました数字は、全額予算で設置する、こういうことであったわけでありまして、事柄の性質上、利用者側その他にも応分の負担があつてしかるべしという御意見もございまして、また全体としての石炭予算の一環としての保安センターでございまして、全体の予算額をも勘案してもらいたいといういろいろの経緯がございまして、最終的にはいま御審議を願つております予算は、必要経費の三分の二であるところの一億五千万円に相なつておるわけでございます。残りの三分の一の建設費その他の分につきましては、ただいま阿部委員おっしゃいましたような石炭産業の状況ということもございまして、なるべく企業者側の負担の少ないように、と申しますことは、地元の地方公共団体等からも応分の御援助をいただくということで話を進めておりますので、私のいま力を入れております点は、北海道、九州の地元の道、あるいは県といったところから、これはかなり、推定ではございまいけれども、かなりの御協力を得られ得るという見通しがついておりますので、できるだけ企業側の負担というものが少ない方向でいく努力をいたしておるわけでございます。したがいまし数字は、いまのところ確定はいたしておりませんが、建設費等の三分の一のうちのある割合というものを企業側にお願ひしよう、かようなことで考えておるわけでございます。

○国務大臣(菅野和太郎君) ただいま保安局長からも御説明がございましたが、大体、もともとこれは全額国庫負担ということでこちらのほうでは希望

したのでありますが大蔵当局との折衝でいまの三分の二ということになったのでありまして、しかしながら、なるだけ企業者の負担を軽くしようというところで、いま保安局長のほうでせつかく地方団体から出してもらうということで苦勞しておるようであります。でありますからして、お話のとおり、これはできればやっぱり国庫全額負担というところが私は理想だとは考えておりますが、まあそういうことで、企業者の負担はできるだけ軽くするように努力したいと、こう存じております。

○阿部竹松君 その点が、大臣、あなたと全く見解が違ふ。さいぜん石炭局長の井上さんから五百二十数億の予算の説明を承つた。たとえば、坑道掘進に金を出し、補給金を出し、そこからは、あるいはこういう手当を出し、そこからは、忍びないことである。しかし、忍びないことであるけれども、保安を第一と考えるならば、そこからやっぱり切るべきである。特にいま私、保安局長ですか、話を聞いてけしからぬと思つたのは、地元の公共団体からお世話になると、こ

い言う、協力を。土地を拝借するのがあるいは工業用水の拝借をするのかどうかわかりません。北海道で農林省の直轄である農産物検査所が、北海道の妹背牛というところへ行つて、土地を借りて家を建てる寄付を農協団体とか地方公共団体から仰いだというわけです。これは北海道でたいへん問題になった。国の機関が地方公共団体へ行つて、そうしてそれが協力を仰ぐなんてとんでもない話だ。いい土地をあつせんしてくれとか、ここを譲渡してくれという話ならいいけれども、金銭的にはばかばか一文も必要もないし、お世話になる必要もない。これは大問題になる。委員会でも問題になったからいいけれども、先に新聞で問題になってごらんない、一番きつくりするから。それはどばかばか話はない。炭鉱労働者が苦しい目にあつて犠牲者が出るのに、地方の公共団体に御協力いただいてなんでもない話だ。なぜ通商産業省の直轄にしないのか。保安監督局の下部機関にして、あなたの部下の課長

の一人ずつやつて、九州、北海道にやつてそうして嚴重にやらぬのですか。石炭経営者からも金をもら、地方公共団体からも金をもら、そういうものの機関をつくつたつて何にもなりませんよ。ぼくはそういう精神なら質問したつて話になりませんがね。そこへ行つて、それはどこへ行くかわかりませんが、土地も拝借いたします、住宅も拝借いたします、こういう調子だ、くだけて申せば、そんなばかなセンターがございまして、もう少し筋の通つたものをやつていただければいいのですか。それは筋が全然通らぬです。

○委員(大矢正君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(大矢正君) それじゃ、速記をつけて下さい。

○国務大臣(菅野和太郎君) いま阿部委員のお説のことは、私ももつともだと存じますので、しかし、まあ予算がそういう予算になっておりますが、御趣旨の線に沿うように努力したいと考えております。

○委員(大矢正君) 本件については本日はこの程度にいたします。

○委員(大矢正君) 次に臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案、石炭鉱業再建整備臨時措置法案、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案及び炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案、以上四案を一括して議題といたします。

順次提案理由の説明を願ひます。通産大臣。

○国務大臣(菅野和太郎君) ただいま議題になりました臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

臨時石炭鉱害復旧法は、昭和二十七年に制定され、同法に基づき、過去十五間にわたりまして、鉱害復旧の促進につとめてまいつたのであります。しかしながら、現在なお、石炭鉱業による

累積残存鉱害量は膨大な量に達し、国土の保全、民生の安定の見地から深刻な問題となつております。

かかる事情にかんがみ、政府といたしましては、今後とも鋭意鉱害復旧の促進に努力してまいり所存であります。が、本年度におきましては、七十七億円の復旧事業を実施することとし、石炭対策特別会計予算の要求の中に、鉱害復旧事業資金補助金として六十億円を計上しております。この石炭対策特別会計は、本年度から新設され、従来関係各省に各事業ごとに計上されておりました鉱害復旧事業費予算についても一括してこの特別会計に計上していただくのであります。この際、鉱害復旧事業のための国からの補助金の交付方式につきましても、鉱害復旧事業団に一括して交付することに改め、今後の復旧事業の実施をより適切に行なうよう配慮することといたしました。今般、これに伴う制度の改善につきまして、臨時石炭鉱害復旧法の一部改正を提案いたしました次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、従来、国が、復旧工事の施行者に対し、復旧工事に関する補助金を交付していた方式を改め、国は、鉱害復旧事業団に対して、その事務経費及び復旧工事にかかる費用に充てたるための補助金を一括して交付することといたしました。

第二は、事業団は、復旧工事の施行者に対し、復旧工事費を負担することとし、これに関連する規定について所要の改正を行なうことといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、わが国石炭鉱業は、エネルギー

ギ一革命の渦中であつて、経営基盤の悪化等きわめて憂慮すべき状況に置かれており、このまま放置することを許されない情勢に立ち至つております。

このため、石炭鉱業審議会は、一年有余にわたる慎重な審議を経て、昨年七月、石炭鉱業の抜本的安定対策について答申を行ない、政府といたしまして、同年八月、この答申を尊重し石炭対策を強力に推進する旨の閣議決定を行ない、今後の石炭対策の基本的方向を確立した次第であります。

この抜本的安定対策のための諸措置は、本年度から本格的に実施する所存であり、その中核をなす肩がわり措置につきましては、さきに石炭鉱業再建整備臨時措置法案を提案したところであり、石炭鉱業合理化基本計画を昭和四十五年を目標とした新たな計画に改め、そのほか再建資金等につきまして制度の改善をはかる必要があり、今、今回、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正を提案した次第であります。

次に、この法案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一は、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を現行の昭和四十二年から昭和四十五年に改めることとしたことであります。これは、今回の抜本的安定対策が、当面、昭和四十五年までの石炭対策の基本骨格を設定するものであるもので、昭和四十五年度を石炭対策の目標年度とする趣旨であります。なお、これに合わせて、石炭鉱業合理化事業団の主要業務の廃止期限も、現行の昭和四十二年度末から昭和四十五年度末まで延長することといたしております。

第二は、石炭鉱業合理化事業団が行なう石炭の運賃の延納にかかる債務の保証業務を廃止することとしたこととあります。石炭運賃の延納措置は、昭和三十六年及び昭和四十一年の国鉄運賃の引き上げに伴う暫定的な措置であり、当初の目的は達成されましたので、今後は、抜本的安定対策により対処すべきものと考へて、予定どおり廃止することとしたものであります。

第三は、石炭鉱山整理促進交付金制度により放棄された鉱区等の区域においては、石炭と同種の鉱床中に存する他の鉱物を目的とする鉱業権等を有する者についても、石炭を掘採してはならないこととしたこととあります。

第四は、最近の石炭鉱業の資金経理面の実情にかんがみ、石炭鉱業合理化事業団が行なう経営改善資金の借り入れにかかる債務保証制度及び再建資金の貸し付け制度を拡充強化することとしたこととあります。経営改善資金の借り入れにかかる債務の保証については、現行の中小炭鉱のほか、再建資金の貸し付けを受けている者についても適用できるものとするとともに、再建資金の貸し付けについては、現行の六分五厘の利率を改めて無利子とし、そのほか償還期間等につきまして所要の規定を加えることとしたものであります。

第五は、鉱害賠償に関する通商産業局長の裁定制度を、石炭鉱山整理促進交付金制度により放棄された鉱区等にかかる鉱害紛争についても適用することとしたこととあります。現行の裁定制度は従来の炭鉱買収制度により買収された鉱区等に適用される制度であり、交付金交付制の円滑な運用をはかるため、石炭鉱山整理促進交付金制度により放棄された鉱区等についてもこの裁定制度を適用する必要がある、制度の拡充を行なうこととしたものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、石炭鉱業再建整備臨時措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、わが国石炭鉱業は、エネルギー革命の潮流の中におきまして急激かつ大規模な閉山を行なうなど各面にわたる合理化を遂行しておりますが、その経営基盤の悪化はきわめて憂慮すべき状況におかれており、崩壊の危機に直面しております。わが国におけるエネルギーの安定供給、雇用の安定、地域経済の発展などの国民経済的観点から見まして、このまま放置することは許されない情勢に立ち至つておりますのであります。

このため、石炭鉱業審議会は、一年有余にわたる慎重な審議を経て、昨年七月、石炭鉱業の抜本的安定対策について答申を行ない、政府といたしまして、同年八月、この答申を尊重し、石炭対策を強力に推進する旨の閣議決定を行ない、今後の石炭対策の基本的方向を確立した次第であります。

この抜本的安定対策のための諸措置は、閉山交付金制度などの一部の措置につきましては、すでに昭和四十一年度から実施いたしました、大部分の措置につきましては、本年度から実施する所存であります。その中でも最も重要かつ画期的な施策といたしまして、石炭鉱業の過去数年にわたる急激かつ大規模な閉山合理化過程において発生した過重な負担を軽減するため、約一千億円の借り入れ金を財政資金により肩がわりする措置を講ずることとしております。

この肩がわり措置は、現在の石炭鉱業の危機が特に資金経理面の悪化に集約的にあらわれており、過去の資金経理面における過重な負担を取り除かない限り、石炭鉱業の経営基盤の回復は不可能であり、将来の再建もあり得ないことに着目いたしまして、このような思い切った措置を取ることにいたしましたのであります。また、このような画期的な措置を講じます以上は、この措置の対象となる石炭企業については、今後、長期間にわたり安定的な出炭を継続するため、その再建整備について適正な計画が樹立され、かつ、その誠実な実行が義務づけられるべきであり、さらに国として、かかる企業に対して、経理、業務面における規制を一そう強化し、石炭鉱業の再建が効率的かつ適正に行なわれるよう当然配慮すべきものと存するのであります。今般、これらの事項につきまして

国の施策を明確にするため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一は、再建整備計画に関する規定であります。肩がわり措置の対象となる会社は、財務の状況及び掘採可能鉱量が一定の基準に該当することといたしておりますが、これに加えて、将来にわたる石炭企業としてのあり方を明確にするため、生産、販売及び財務計画、生産合理化のための措置、経営合理化のための措置並びに資本構成は正のための措置を織り込んだ再建整備計画を作成し、その計画の適否について通商産業大臣の認定を受けることとしたのであります。

第二は、元利補給契約に関する規定であります。再建整備計画の認定を受けた企業が、金融機関からの借り入れ金のうち一定額につきまして、当該金融機関との間に、借り入れ契約の内容を、財政資金については償還期間十二年、利率年六分五厘、市中資金については償還期間十年、利率年五分とし、元利均等に償還することに變更した場合におきまして、政府は、その借り入れ金の元本の償還及び利子の支払いのための補給金を交付する旨の元利補給契約を結ぶことといたしております。

第三は、利益を計上した場合の納付金の規定であります。政府から元利補給金の交付を受けている再建整備会社が、財務の状況が改善された場合及び元利補給金の交付終了後五年以内に一定額以上の利益を計上した場合においては、それぞれ一定額の利益を国庫に納付させることといたしております。

第四は、元利補給契約の解除の規定であります。再建整備会社が石炭の生産を止めた場合、財務の状況が一定基準以上に改善された場合及び再建整備計画の実施、変更などについての政府の勧告に従わない場合には、元利補給契約を解除することといたしております。

第五は、金融機関に対する損失の補償の規定で

第六は、再建整備会社に対する政府の指導監督体制の充実に関する規定であります。再建整備会社の経理の適正化と再建整備計画の適正な実施をはかるため、利益金の処分を認可制にすること、投資や重要な財産の処分を届け出制にすること、毎営業年度再建整備計画の実施状況を報告させること、再建整備計画が適切に実施されるよう政府が所要の勧告をすることができると、政府が毎年業務及び経理の監査を実施することなどの規定を設けることとしたしております。

○委員長(大矢正君) 労働大臣。

○国務大臣(早川^{ハヤカワ} 君) ただいま議院となりました炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

石炭鉱業の合理化に伴う炭鉱離職者の援護対策につきましても、昭和三十四年炭鉱離職者臨時措置法の制定以来、同法に基づき、その職業及び生活の安定に資することを目的として諸般の施策を講じ、その再就職の促進に努めてまいったところであります。

し、こうして、昨年七月、石炭鉱業審議会から今後における石炭鉱業の抜本的安定対策について答申をいただきました政府は、この答申の趣旨を尊重して石炭対策を強力に推進することにしたしました。また、その実施に際しまして、離職者対策については現行諸施策の実施期限をさらに延長することとし、特に今後は、その再就職について、石炭鉱業内部における配置転換を促進するとともに、離職者の年齢、生活環境等の実態に即して援

離職者対策の拡充のうち、昭和三十七年四月以降新たに炭鉱労働者となった者が石炭鉱業の合理化に伴い離職を余儀なくされた場合にも炭鉱離職者求職手帳を発給できるようにすること、炭鉱離職者が炭鉱労働者として再就職するために移住する場合にも移住資金を支給できるようにすることなどにつきましては、急を要する問題と考え、すでに第五十三回臨時国会において立法措置を講じていただいたところであります。今般はその他の事項につき援護対策を充実するため、この法律案を提出した次第でございます。

次に、その内容について概略御説明申し上げます。

この法律案による改正の第一は、独立して事業を行なおうとする炭鉱離職者に対する援護措置を拡充することにあります。

炭鉱離職者の中には、その有する技能を生かして自営しようとする者など、かなりの者が自営業を開業することを希望いたしております。しかるに、これらの者に対する援護措置としましては、現在、雇用促進事業団により生業資金の借り入れのあつて開業資金のくめんなでいるところでありますが、開業資金のくめんなでこれらの者がなお相當困難を感じているのが現状でございますので、炭鉱離職者が事業を開始する場合に、自営支度金を支給すること及び金融機関から借り入れた資金の債務を保証することを、援護業務の一環として雇用促進事業団に新たに行なわせるようにいたしました。

改正の第二は、炭鉱離職者臨時措置法の廃止期限を三年間延長することにあります。

炭鉱離職者臨時措置法は、現在昭和四十三年三月三十一日までに廃止することになっておりますが、石炭鉱業審議会の今回の答申が、昭和四十五年度を、石炭鉱業を安定させるための目標年度としていることにかんがみ、この廃止期限を昭和四十六年三月三十一日まで延長して、離職者対策につ

促進手当の最高日額及び扶養加算額を、諸般の状況の推移に即応して改定できるよう政令で定めることとしたしたほか、炭鉱離職者に対して雇用促進事業団から支給されるすべての給付金について、就職促進手当についてと同様、その支給を受ける権利を保護するため、差し押えなどを禁止するとともに、租税その他の公課を課する際の標準とすることも禁止することにいたしました。

以上この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げた次第であります。なにとぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(大矢正君) 以上で四法案の提案理由の説明は終わりました。

質疑は後日に行なうこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十二分散會

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭 鉍 離 職 者 臨 時 措 置 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律

炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「五百七十円以上である者」については、五百七十円、当該賃金日額に百分の六十を乗じて得た額が五百七十円を、政令で定める額以上である者については、当該政令で定める額、当該賃金日額に百分の六十を乗じて得た額が、当該政令で定める額に改める。

第十七條第二項中「扶養親族一人につき二十円

第二十三条第一項第七号を次のように改める。
七 炭鉱離職者が事業を開始する場合において、自営支度金を支給し、並びに必要な資金の借入れのあつせん及び借入れに係る債務の保証を行なうこと。

第二十四条に次の一項を加える。

3 前条第一項第七号に規定する債務の保証に關する業務は、雇用促進事業団法第十九条の二及び第三十七条第一項の規定の適用については、同法第十九条第三項に規定する業務とみなし、当該業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九条の規定の適用については、同法第十九条の二第三項に規定する業務の委託を受けた受託金融機関とみなす。

第二十五条第二項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 自営支度金の支給基準及び支給方法
六 第二十三条第一項第七号に規定する債務の

保証の方法
第三十五条中「同条第二項第五号」を「同条第二項第七号」に改める。

第三十六條第一項中「雇用促進事業団法」の下に「第十九条の二第一項及び第二項、」を加え、「第十九条の二第二項」を削る。

第四十四条中「移住資金若しくは第二十三条第一項第二号の手当の支給を受けることとなつた炭鉱離職者」を「援護業務として行なわれる給付金の

支給を受けることとなつた者」に、「移住資金又は第二十三条第一項第二号の手当」を「次条に規定する給付金以外の給付金」に改める。

第四十四条の二「就職促進手当」の下に「又は移住資金、第二十三条第一項第二号の手当若しくは自営支度金（同項第十号の規定に基づいて再就職する脱離離職者に対して支給する給付金であつて、自営支度金に相当するものを含む）」を加える。

附則第十六条本文中「昭和四十三年三月三十一

日」を昭和四十六年三月三十一日に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行の日前の日に係る就職促進手当の日額については、この法律による改正後の炭鉱職者臨時措置法第十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

四月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案
臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律
臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「左」を「次に」に改め、同項第四号中「国及び都道府県」の補助金の額を「都道府県の補助金に改め、第五十二条の下に」及び第九十四条第一項を加え、「負担金の額を」負担金に改め、同項第五号及び第六号中「補助金及び」を削り、「第五十二条の下に」及び第九十四条第一項を加える。

第六十二条の見出し中「届出を」届出等に改め、同条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、第五十六条第一項前段に規定する復旧工事の施行者が前項の規定による届出をした場合において、その届出に係る復旧工事が第五十六条第一項前段の認可があつた実施計画に従つて施行されていると認めるときは、遅滞なく、その旨を事業団に通知しなければならない。

第六十三条中「基」を「基つき」に改め、「着手し」の下に「又はこれを完了し」を加える。

第六十八条第一項中「又は第五十三条の二第一項」を「第五十三条の二第一項」に改め、「負担すべき金額」の下に「又は第九十四条第一項の規定に

より事業団が負担する負担金の額を加え、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「基」を「基つき」に改め、「納付金又は」を「納付金若しくは」に改め、「金額」の下に「又は第九十四条第一項の規定により事業団が負担する負担金の額を加える。

第七十三条第一項中「復旧工事が完了した」を「復旧工事について第六十二条第二項の規定による認定をした」に、「行わなければ」を「行なわなければならない」に改める。

第九十二条及び第九十三条を次のように改める。

第九十二条 削除
(国の補助)

第九十三条 国は、予算の範囲内において、事業団に対し、その事務経費及び農地、農業用施設、公共施設又は家屋等の復旧を目的とする復旧工事に係る復旧費等に充てるため、補助金を交付することができる。

第九十四条の前の見出し中「国」を「事業団」の負担に改め、同条第一項中「国」は、その予算の範囲内において「を」事業団は「に」改め、「認可を受けた者の下に」(主務大臣が施行する復旧工事にあつては、主務大臣)を加え、「補助金を交付する」を「その復旧費に充てるため負担金を負担する」に改め、同条第二項中「国」を「事業団」に、「補助金を交付する」を「負担金を負担する」に改め、同条第三項中「国」を「事業団が負担する負担金」に、「復旧費等から」を「復旧費からその復旧費に充てるべき」に改め、同条第四項及び第五項中「国」を「事業団が負担する負担金」に改める。

第九十五条中「国」を「事業団」に、「補助金を交付した」を「負担金を負担した」に、「交付した補助金を負担した負担金」に改める。

第九十六条第一項中「第九十四条第一項又は第二項」を「第九十四条第二項」に改め、「国又は」を削り、同条第二項中「主務大臣又は」を削り、「取消」を「取消し」に、「第九十四条第一項又は第二項」を「第九十四条第二項」に改める。

第九十七条の見出しを(地方公共団体の事業団

に対する事務経費補助)に改め、同条第一項中「復旧工事の下に」(第五十三条の規定によりその復旧費をその地方公共団体が負担して施行されたものを除く)を加え、「行」を「行なう」に改め、同条第二項を削る。

第二百二条中「左」を「次に」に改め、同条第二号中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の第九十三条及び第九十四条の規定は、昭和四十二年以降の復旧基本計画に係るものに適用する。

2 昭和四十一年度以前年度の実施計画に係る復旧工事については、改正後の第六十二条、第七十三条第一項、第九十四条、第九十六条及び第九十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に昭和四十二年の実施計画に係る復旧工事について改正前の第九十四条第一項の規定により国が交付の決定をし、又は交付した補助金の額は、事業団については改正後の第九十三条の規定により国が交付の決定をし、又は交付した補助金の額と、当該復旧工事の施行者については改正後の第六十八条第一項の規定により事業団が支払うべき旨の通知をし、又は支払った改正後の第九十四条第一項の負担金の額とみなす。この場合において、改正前の第九十七条第二項の規定により当該復旧工事の施行者が事業団に交付した金額があるとときは、事業団が支払うべき旨の通知をし、又は支払った負担金の額とみなされる金額は、改正前の第九十四条第一項の規定により国が交付の決定をし、又は交付した補助金の額からその事業団に交付した金額を控除した金額とする。

4 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。
第十條に規定する地区内において、関係道府県が臨時石炭鉱害復旧法(昭和

二十七年法律第二百九十五号)第五十三条の規定により復旧費を負担して施行する復旧工事は、関係道府県が国から補助金の交付を受けて行なう事業とみなして、第十條の規定を適用する。

2 第十條に規定する地区内において、関係市町村が臨時石炭鉱害復旧法第五十三条の規定により復旧費を負担して施行する復旧工事は、関係市町村が国から補助金の交付を受けて行なう事業とみなして、第十一條、前条第三項及び附則第二項ただし書の規定を適用する。この場合において、第十一條第一項中「国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。))とあり、同条第二項及び第四項中「国の負担割合」とあるのは「鉱害復旧事業団の負担の割合と、前条第三項中「国の負担割合をこえて国が負担し又は補助する」とあるのは「鉱害復旧事業団の負担割合をこえて鉱害復旧事業団が負担する」と、附則第二項ただし書中「国の負担又は補助の割合」とあるのは「鉱害復旧事業団の負担の割合と、」国の負担金又は補助金」とあるのは「鉱害復旧事業団の負担金」とする。

四月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、石炭政策に関する諸願(第五八四号)(第五八五号)(第五八六号)(第五八七号)(第五八八号)(第五八九号)(第五九〇号)(第五九一号)(第五九二号)(第五九三号)(第五九四号)(第五九五号)(第六〇八号)(第六〇九号)(第六一〇号)(第六一一号)(第六一二号)(第六一三號)(第六一四号)(第六一五号)(第六一六号)(第六一七号)(第六一八号)(第六一九号)(第六二〇号)(第六二二号)(第六二三号)(第六二四号)(第六二五号)(第六二六号)(第六二七号)(第六二八号)(第六二九号)(第六三〇号)(第六三二号)(第六三三號)(第六三四号)(第六三五号)(第六三六号)(第六三七号)(第六三八号)(第六三九号)(第六四〇号)(第六四二号)(第六四三號)(第六四四号)(第六四五号)(第六四六号)(第六四七号)(第六四八号)(第六四九号)(第六五〇号)(第六五一号)(第六五二号)(第六五三號)(第六五四号)(第六五五号)(第六五六号)(第六五七号)(第六五八号)(第六五九号)(第六六〇号)(第六六一号)(第六六二号)(第六六三號)(第六六四号)(第六六五号)(第六六六号)(第六六七号)(第六六八号)(第六六九号)(第六七〇号)(第六七一号)(第六七二號)(第六七三號)(第六七四号)(第六七五号)(第六七六号)(第六七七号)(第六七八号)(第六七九号)(第六八〇号)(第六八一号)(第六八二號)(第六八三號)(第六八四号)(第六八五号)(第六八六号)(第六八七号)(第六八八号)(第六八九号)(第六九〇号)(第六九一号)(第六九二號)(第六九三號)(第六九四号)(第六九五号)(第六九六号)(第六九七号)(第六九八号)(第六九九号)(第七〇〇号)(第七〇二号)(第七〇三號)(第七〇四号)(第七〇五号)(第七〇六号)(第七〇七号)(第七〇八号)(第七〇九号)(第七一〇号)(第七一二号)(第七一三號)(第七一四号)(第七一五号)(第七一六号)(第七一七号)(第七一八号)(第七一九号)(第七二〇号)(第七二二号)(第七二三號)(第七二四号)(第七二五号)(第七二六号)(第七二七号)(第七二八号)(第七二九号)(第七三〇号)(第七三二号)(第七三三號)(第七三四号)(第七三五号)(第七三六号)(第七三七号)(第七三八号)(第七三九号)(第七四〇号)(第七四二号)(第七四三號)(第七四四号)(第七四五号)(第七四六号)(第七四七号)(第七四八号)(第七四九号)(第七五〇号)(第七五二号)(第七五三號)(第七五四号)(第七五五号)(第七五六号)(第七五七号)(第七五八号)(第七五九号)(第七六〇号)(第七六二号)(第七六三號)(第七六四号)(第七六五号)(第七六六号)(第七六七号)(第七六八号)(第七六九号)(第七七〇号)(第七七二号)(第七七三號)(第七七四号)(第七七五号)(第七七六号)(第七七七号)(第七七八号)(第七七九号)(第七八〇号)(第七八二号)(第七八三號)(第七八四号)(第七八五号)(第七八六号)(第七八七号)(第七八八号)(第七八九号)(第七九〇号)(第七九二号)(第七九三號)(第七九四号)(第七九五号)(第七九六号)(第七九七号)(第七九八号)(第七九九号)(第八〇〇号)(第八〇二号)(第八〇三號)(第八〇四号)(第八〇五号)(第八〇六号)(第八〇七号)(第八〇八号)(第八〇九号)(第八一〇号)(第八一二号)(第八一三號)(第八一四号)(第八一五号)(第八一六号)(第八一七号)(第八一八号)(第八一九号)(第八二〇号)(第八二二号)(第八二三號)(第八二四号)(第八二五号)(第八二六号)(第八二七号)(第八二八号)(第八二九号)(第八三〇号)(第八三二号)(第八三三號)(第八三四号)(第八三五号)(第八三六号)(第八三七号)(第八三八号)(第八三九号)(第八四〇号)(第八四二号)(第八四三號)(第八四四号)(第八四五号)(第八四六号)(第八四七号)(第八四八号)(第八四九号)(第八五〇号)(第八五二号)(第八五三號)(第八五四号)(第八五五号)(第八五六号)(第八五七号)(第八五八号)(第八五九号)(第八六〇号)(第八六二号)(第八六三號)(第八六四号)(第八六五号)(第八六六号)(第八六七号)(第八六八号)(第八六九号)(第八七〇号)(第八七二号)(第八七三號)(第八七四号)(第八七五号)(第八七六号)(第八七七号)(第八七八号)(第八七九号)(第八八〇号)(第八八二号)(第八八三號)(第八八四号)(第八八五号)(第八八六号)(第八八七号)(第八八八号)(第八八九号)(第八九〇号)(第八九二号)(第八九三號)(第八九四号)(第八九五号)(第八九六号)(第八九七号)(第八九八号)(第八九九号)(第九〇〇号)(第九〇二号)(第九〇三號)(第九〇四号)(第九〇五号)(第九〇六号)(第九〇七号)(第九〇八号)(第九〇九号)(第九一〇号)(第九一二号)(第九一三號)(第九一四号)(第九一五号)(第九一六号)(第九一七号)(第九一八号)(第九一九号)(第九二〇号)(第九二二号)(第九二三號)(第九二四号)(第九二五号)(第九二六号)(第九二七号)(第九二八号)(第九二九号)(第九三〇号)(第九三二号)(第九三三號)(第九三四号)(第九三五号)(第九三六号)(第九三七号)(第九三八号)(第九三九号)(第九四〇号)(第九四二号)(第九四三號)(第九四四号)(第九四五号)(第九四六号)(第九四七号)(第九四八号)(第九四九号)(第九五〇号)(第九五二号)(第九五三號)(第九五四号)(第九五五号)(第九五六号)(第九五七号)(第九五八号)(第九五九号)(第九六〇号)(第九六二号)(第九六三號)(第九六四号)(第九六五号)(第九六六号)(第九六七号)(第九六八号)(第九六九号)(第九七〇号)(第九七二号)(第九七三號)(第九七四号)(第九七五号)(第九七六号)(第九七七号)(第九七八号)(第九七九号)(第九八〇号)(第九八二号)(第九八三號)(第九八四号)(第九八五号)(第九八六号)(第九八七号)(第九八八号)(第九八九号)(第九九〇号)(第九九二号)(第九九三號)(第九九四号)(第九九五号)(第九九六号)(第九九七号)(第九九八号)(第九九九号)(一〇〇〇号)

第六一三号 昭和四十二年三月二十七日受理
石炭政策に関する請願
請願者 北海道三笠市弥生双葉町 藤原賦
外四名

紹介議員 木村福八郎君
この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六一四号 昭和四十二年三月二十七日受理
石炭政策に関する請願
請願者 北海道歌志内市上歌東町 塚田悦
昭外四名

紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六一五号 昭和四十二年三月二十七日受理
石炭政策に関する請願
請願者 北海道芦別市三井芦別 中上徳光
外四名

紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六一六号 昭和四十二年三月二十七日受理
石炭政策に関する請願
請願者 北海道芦別市西芦別 菅原一雄外
四名

紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六一七号 昭和四十二年三月二十七日受理
石炭政策に関する請願
請願者 北海道釧路市雲雀ヶ丘二四 金丸
義昭外三名

紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六一八号 昭和四十二年三月二十七日受理
石炭政策に関する請願
請願者 北海道釧路市春篠五四 藤田博外

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六一九号 昭和四十二年三月二十七日受理
石炭政策に関する請願
請願者 北海道赤平市住友栄町三二二 池
田清外三名

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六二〇号 昭和四十二年三月二十七日受理
石炭政策に関する請願
請願者 北海道空知郡上砂川町二三 田村
健一外一名

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六二一号 昭和四十二年三月二十七日受理
石炭政策に関する請願
請願者 北海道空知郡上砂川町二二 下家
次男外四名

紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六二三号 昭和四十二年三月二十七日受理
石炭政策に関する請願(一通)
請願者 北海道夕張市鹿島栄町二ノ二四
前田輝陸外四名

紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六四六号 昭和四十二年三月二十八日受理
石炭政策に関する請願
請願者 福岡県大牟田市新勝立町四ノ七五
福田洋外一名

紹介議員 木村福八郎君
この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六四七号 昭和四十二年三月二十八日受理
石炭政策に関する請願
請願者 福岡県大牟田市新勝立町四丁目
早田正次外二名

紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六四八号 昭和四十二年三月二十八日受理
石炭政策に関する請願
請願者 福岡県大牟田市小浜町八〇 川良
五郎外三名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六四九号 昭和四十二年三月二十八日受理
石炭政策に関する請願
請願者 北九州市八幡区香月町 佐藤進外
三名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六五〇号 昭和四十二年三月二十八日受理
石炭政策に関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡桂川町明治平山 橋
本実外四名

紹介議員 野溝 勝君
この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六五一号 昭和四十二年三月二十八日受理
石炭政策に関する請願
請願者 佐賀県杵島郡北方町大崎一、八四
一堤金外四名

紹介議員 鈴木 力君

請願者 福岡県鞍手郡小竹町新多栄町 石
原弘外二名

紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六五二号 昭和四十二年三月二十八日受理
石炭政策に関する請願
請願者 佐賀県伊万里市大川町立川 貞包
清太郎外二名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六五三号 昭和四十二年三月二十八日受理
石炭政策に関する請願
請願者 佐賀県杵島郡大町栄町二七一 近
藤一彦外二名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六五四号 昭和四十二年三月二十八日受理
石炭政策に関する請願
請願者 佐賀県多良木町久明治佐賀 田
中辻男外四名

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六五五号 昭和四十二年三月二十八日受理
石炭政策に関する請願
請願者 佐賀県杵島郡江北町山口門前 百
武儀春外一名

紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六五六号 昭和四十二年三月二十八日受理
石炭政策に関する請願
請願者 佐賀県杵島郡北方町大崎一、八四
一堤金外四名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六五七号 昭和四十二年三月二十八日受理

石炭政策に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡世知原町栗迎免

平田武次外二名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六五八号 昭和四十二年三月二十八日受理

石炭政策に関する請願

請願者 北海道歌志内市文珠新宮下町 成

田鉄夫外二名

紹介議員 稻葉 誠一君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六五九号 昭和四十二年三月二十八日受理

石炭政策に関する請願

請願者 北海道歌志内市文珠新元町 真鍋

清志外二名

紹介議員 伊藤 顯道君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六六〇号 昭和四十二年三月二十八日受理

石炭政策に関する請願

請願者 北海道岩見沢市朝日町五七 箱崎

義一外三名

紹介議員 野々山 一三君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六六一号 昭和四十二年三月二十八日受理

石炭政策に関する請願

請願者 北海道赤平市住友朝日町四ノ七

池田誠二外二名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六六二号 昭和四十二年三月二十八日受理

石炭政策に関する請願

請願者 北海道芦別市煩城一 柴田茂外六

名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六六三号 昭和四十二年三月二十八日受理

石炭政策に関する請願

請願者 北海道歌志内市中村 武田定雄外

二名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六六四号 昭和四十二年三月二十八日受理

石炭政策に関する請願

請願者 北海道美幌市常盤台町一四 松山

久美外二名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六六五号 昭和四十二年三月二十八日受理

石炭政策に関する請願

請願者 北海道美幌市茶志町住吉一区八

ノ五 小野一外三名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六六六号 昭和四十二年三月二十八日受理

石炭政策に関する請願

請願者 北海道美幌市二の沢三九ノ二 藤

井武外五名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六六七号 昭和四十二年三月二十八日受理

石炭政策に関する請願

請願者 北海道三笠市奔別 長谷和雄外四

名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六六八号 昭和四十二年三月二十八日受理

石炭政策に関する請願

請願者 北海道留萌郡小平町達布 齊藤清

外二名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六六九号 昭和四十二年三月二十八日受理

石炭政策に関する請願

請願者 北海道雨竜郡沼田町昭和 栄木昭

二外二名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六七〇号 昭和四十二年三月二十八日受理

石炭政策に関する請願

請願者 北海道空知郡栗沢町万字巴町 森

定一外二名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六七一号 昭和四十二年三月二十八日受理

石炭政策に関する請願

請願者 北海道空知郡上砂川町二二 坂井

徳博外四名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六七二号 昭和四十二年三月二十八日受理

石炭政策に関する請願

請願者 北海道空知郡上砂川町二二 橋爪

実外六名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六七三号 昭和四十二年三月二十八日受理

石炭政策に関する請願

請願者 北海道空知郡上砂川町二二 大島

一雄外三名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六七四号 昭和四十二年三月二十八日受理

石炭政策に関する請願(二通)

請願者 札幌市北二条西二五丁目 井須一

夫外五名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六七三三号 昭和四十二年三月三十日受理

石炭政策に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡高島町光町 桑原

久志外二名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六七三四号 昭和四十二年三月三十日受理

石炭政策に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡高島町動瀬一五

五島兼雄外二名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六七三三三号 昭和四十二年三月三十日受理

石炭政策に関する請願

請願者 佐賀県多久市南多久町三菱古賀山

炭 丸林孝一外三名

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第六七三六号 昭和四十二年三月三十日受理

石炭政策に関する請願

請願者 佐賀県多久市南多久町三菱古賀山

【参議院】

紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第八三五号 昭和四十二年四月六日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺南町五ノ一

二ノ二 常田光一 外四名

紹介議員 渡辺 勘吉君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第八三六号 昭和四十二年四月六日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺東町二ノ四

三 梅野勝外四名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第八三七号 昭和四十二年四月六日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 北九州市八幡区洞南町 倉田茂外

四名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第八三八号 昭和四十二年四月六日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 福岡県飯塚市柏ノ森麻生産業職員

組合内 上田橋実外四名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第八三九号 昭和四十二年四月六日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡高島町三菱新金掘

社宅内 江頭洋太郎外四名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第八四〇号 昭和四十二年四月六日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願(二通)

請願者 東京都練馬区下石神井一ノ一二九

宇賀神操外九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、石炭対策予算の拡大等に関する請願(第九

四九号)(第九五〇号)(第九五一号)(第九五

二号)(第九五三三三)(第九五四号)(第九五五

号)(第九五六号)(第九五七号)(第九五八号)

(第九五九号)(第九六〇号)(第九六一号)(第

九六二号)(第九六三三三)(第九六四号)(第九六

五号)(第九六六号)(第九六七号)(第九六八

号)(第九六九号)(第九七〇号)(第九七一

号)(第九七二号)(第九七三三三)(第九七四号)(第

九七五号)(第九七六号)(第九七七号)(第九七

八号)

第九四九号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 北海道夕張市若菜二 本間勝外一

名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九五〇号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 東京都杉並区西高井戸一ノ五九

田口芳男外一名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九五一号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷南三ノ五ノ一

四 大森寛外二名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九五二号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 東京都杉並区大宮前六ノ四四七

吉野光三外四名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九五三三 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 東京都杉並区善福寺一ノ一九ノ六

藤井正外三名

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九五四号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 東京都杉並区成宗三ノ三四六ノ三

下川博省外三名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九五五号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 東京都品川区南品川六ノ一八ノ八

金子守好外四名

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九五六号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 東京都世田谷区東玉川町六一 井

上義勝外一名

紹介議員 大河原一孝君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九五七号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 東京都世田谷区赤堤四ノ一六ノ八

三原寿美子外四名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九五八号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 東京都世田谷区代田三ノ一四ノ九

池田敏精外二名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九五九号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 東京都目黒区大岡山二ノ六ノ一四

安藤正幸外二名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九六〇号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 東京都目黒区上目黒七ノ一、一〇

六 船木美嗣外一名

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九六一号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 東京都目黒区上目黒七ノ一、一〇

六三井鉾山上目黒アパート二三四

下山俊夫外二名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九六二号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 東京都板橋区徳丸本町九九 原田

正外二名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九六三号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 東京都江戸川区西小岩一ノ二ノ一

一四 猿渡和義外二名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九六四号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 東京都葛飾区立石八ノ四六ノ一

飯泉行子外二名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九六五号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 東京都葛飾区堀切二ノ六一ノ八

阿部和嘉外三名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九六六号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 東京都江東区深川平井町二ノ二

和光繁雄外一名

紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九六七号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 東京都国分寺市西元町三ノ一一ノ一

一七 山本和枝外三名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九六八号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡柏江町和泉二、六

一八 江崎正義外三名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九六九号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡柏江町和泉二、六

一八三友アパート内 中村正之外三名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九七〇号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡柏江町和泉二、六

一八三友アパート三三三 真勢修平外二名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九七一号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 千葉県柏市東町二ノ一、四二一

竹本一男外四名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九七二号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 千葉県市川市国府台町五ノ一三ノ三

三宅素子外四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九七三号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 千葉県多摩市古賀山 今村正治外二名

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 千葉県船橋市宮本町二ノ一二二

中野英一郎外一名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九七四号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 埼玉県川口市上青木町五ノ三二

幅田勲外四名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九七五号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 埼玉県川口市根岸台一、八二八

桜井英臣外三名

紹介議員 渡辺 勘吉君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九七六号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭対策予算の拡大等に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡桂川町土師二、三四

三 矢野英男外一名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第八二七号と同じである。

第九七七号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭政策に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡高島町 和田俊彦

外四名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第九七八号 昭和四十二年四月十九日受理

石炭政策に関する請願

請願者 佐賀県多久市古賀山 今村正治外二名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

五月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、石炭鉱業再建整備臨時措置法案
- 一、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業再建整備臨時措置法案

石炭鉱業再建整備臨時措置法

第一条 この法律は、急激かつ大規模な合理化が行なわれたことにより生じた石炭鉱業の過重な負担を軽減するための措置を講ずることにより、石炭鉱業の再建整備を図り、もつて将来にわたり国民経済における石炭鉱業の使命を遂行させることを目的とする。

(再建整備計画)

第二条 石炭鉱業を営む会社であつて、その財務の状況及び掘採可能鉱量が通商産業省令で定める基準に該当するものは、この法律の施行の日後三月をこえない範囲内において政令で定める日までに、次の各号に掲げる事項について定めたる再建整備計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その再建整備計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

- 一 石炭の生産及び販売並びに財務に関する計画
- 二 鉱区の調整、石炭坑の近代化その他の生産の合理化のための措置
- 三 不要資産の処分、経費の節約その他の経営の合理化のための措置
- 四 資本金の増加、固定した債務の整理その他の資本構成の是正のための措置

2 前項の財務の状況及び掘採可能鉱量の計算の方法は、通商産業省令で定める。

第三条 通商産業大臣は、前条第一項の規定によ

り認定を受けた旨の請求があつた場合において、その再建整備計画が次の各号に該当し、かつ、その実施が当該会社の経理的基礎及び技術的能力並びに当該会社に対する金融機関の協力の見通しに照して確実であると認めるときは、当該再建整備計画が適当である旨の認定をするものとする。

一 前条第一項第一号の計画が石炭鉱業の再建整備を図るため適切なものであること。

二 前条第一項第二号から第四号までに掲げる措置が当該会社の生産の合理化、経営の合理化又は資本構成の是正のため適切なものであること。

2 通商産業大臣は、前項の認定をしようとするときは、石炭鉱業審議会の意見をきかなければならない。

(元利補給契約)

第四条 政府は、前条第一項の認定を受けた会社が、日本開発銀行、中小企業金融公庫、石炭鉱業合理化事業団その他通商産業省令で定める金融機関(以下「金融機関」と総称する。)から昭和四十一年三月三十一以前において借り入れ、昭和四十二年四月一日現在において借入残高のある借入金(償還期間(すえおき期間を含む)が一年未満のものとして借り入れたもの及び石炭鉱業合理化事業団から借り入れた石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十一年法律第五十六号)第二十六條第二項第九号に規定する近代化資金として借り入れたものを除く。)のそれぞれの借入契約ごとに、同日現在における借入残高に通商産業省令で定める計算の方法により計算した率を乗じて得た金額につき、当該金融機関との間において当該借入契約の内容を変更して、その変更に係る部分の内容を次の各号に適合するものとしたときは、第一号に規定する償還期間における変更に係る部分の借入金の元本の償還及び利子の支払のための補給金を交付する旨の契約(以下「元利補給契約」という。)を当該認定を受けた会社と結ぶことができる。

一 変更に係る部分の借入金の償還期間が、昭和四十二年四月一日から起算して、日本開発銀行、中小企業金融公庫及び石炭鉱業合理化事業団からの借入金にあつては十二年、その他の金融機関からの借入金にあつては十年となつていこと。

二 変更に係る部分の借入金の利率が、日本開発銀行、中小企業金融公庫及び石炭鉱業合理化事業団からの借入金にあつては年六分五厘、その他の金融機関からの借入金にあつては年五分となつていこと。

三 変更に係る部分の借入金の元本の償還及び利子の支払が、元利合計半年賦均等償還の方法その他の通商産業省令で定める方法に従つて行なわれることとなつていこと。

2 政府が元利補給契約を結ぶ場合における元利補給契約に係る借入金の元本の総額は、千億円を限度とする。

(再建整備計画の変更)

第五条 政府と元利補給契約を結んでいる会社(以下「再建整備会社」という。)は、第三條第一項の認定に係る再建整備計画を変更しようとするときは、その変更の内容につき通商産業大臣の認定を受けなければならない。

2 第三條の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

(利益を計上した場合の納付金)

第六条 再建整備会社は、元利補給契約により政府が交付する補給金(以下「元利補給金」という。)の交付を受けた日の属する営業年度に係る決算について、その財務の状況が同条第二項の通商産業省令で定める計算の方法により計算した場合において、その財務の状況が同条第一項の基準に該当しないこととなつたときは、当該計算の方法により計算された利益の額を国庫に納付しなければならない。ただし交付を受けた元利補給金の合計額に相当する金額を限度とする。

2 元利補給金の交付を受けた会社は、最後に元

利補給金の交付を受けた日の属する営業年度の直後の営業年度から、その日から起算して五年を経過した日の属する営業年度までの各営業年度に係る決算について通商産業省令で定めるところにより計算した利益の額が当該会社の出資の総額又は資本(発行済額面株式の株金総額及び発行済無額面株式の発行価額をいう。)の金額に政令で定める率を乗じて得た金額をこえるときは、その利益の額からその乗じて得た金額を控除した額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。ただし、交付を受けた元利補給金の合計額に相当する金額から前項及びこの項の規定により当該決算以前の決算に計上した利益に關して国庫に納付し、又は納付すべき金額に相当する金額を控除した金額を限度とする。

(強制徴収)

第七条 通商産業大臣は、前条の規定による納付金を納付しない会社があるときは、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により督促するときは、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による督促を受けた会社がその指定の期限までにその督促に係る納付金及び次条の延滞金を納付しないときは、国税滞納処分例により、これを処分する。この場合におけるその納付金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(延滞金)

第八条 通商産業大臣は、前条第一項の規定により督促したときは、その督促に係る納付金の金額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収する。

(元利補給契約の解除)

第九条 政府は、再建整備会社が石炭の生産の事

業を廃止したときは、将来にわたつてその元利補給契約を解除するものとする。

2 政府は、再建整備会社の財務の状況が第二條第一項の基準に該当しないこととなつたときは、将来にわたつてその元利補給契約を解除するものとする。

3 政府は、再建整備会社が第十五條の規定による勧告に従わなかつたときは、将来にわたつてその元利補給契約を解除することができる。

4 第三條第二項の規定は、前項の規定による元利補給契約の解除について準用する。

(損失の補償)

第十条 政府は、前条第一項の規定により元利補給契約を解除した場合において、当該元利補給契約に係る借入金に係る金融機関が当該借入金の元本の償還に關して損失を受けたときは、当該金融機関に対し、予算の範囲内で、当該損失の一部を補償することができる。

2 前項の規定により補償する損失は、金融機関が当該借入金に係るすべての担保権を実行し、かつ、当該借入金について保証人があるときは、すべての保証人に対し債務の履行を請求し、当該担保権に基づく競売の申立て若しくは委任若しくは差押命令の申請又は保証人に対する履行の請求のうち最後に行なわれたものが行なわれた日から一年を経過してもなお取り立てることができなかつた元本の額の二分の一に相当する金額とする。ただし、金融機関が当該借入金に係る担保権を実行し、及び保証人に対し債権を行使して、当該借入金に係る担保権を行使してもこれに要する費用を償うことができない場合その他当該借入金に係る担保権を行使し、及び保証人に対し債権を行使することが著しく不利である場合において、当該借入金の元本の額のうち償還されるべきものから政府と当該金融機関とが協議により定める担保物の評価額及び保証人に対する債権行使による取立見込額を控除した金額の二分の一に相当する金額をもつて同項の規定により補償する損失とすることについて政府と当該金融機関との協議が成立

したときは、その額とする。

(債権の保全及び取立て)

第十一条 前条第一項の規定により損失の補償を受けた金融機関は、当該借入金については、善良な管理者の注意をもつて、当該借入金に係る債権を保全し、かつ、その取立てに努めなければならない。

2 金融機関が、前条第一項の規定により損失の補償を受けた場合において、当該借入金に係る債権を取り立てたときは、取り立てた金額を償権行使のために要した費用であつて政令で定める範囲のものに充当し、なお残額があるときは、その残額の二分の一に相当する金額を国庫に納付しなければならない。ただし、同項の規定による補償金の額に相当する金額を限度とする。

(利益金の処分)

第十二条 再建整備会社の利益金の処分に關する決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、その申請に係る利益金の処分が次の各号に適合すると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 その申請に係る営業年度において、政令で定めるところにより、減価償却その他の費用について必要な経理を行なつた後に行なうものであること。

二 再建整備計画の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(投資等の計画の届出)

第十三条 再建整備会社は、毎営業年度開始前に、その営業年度に行なおうとする投資(融資を含む。)及び重要な財産の処分(通商産業省令で定める範囲のものに限る。)について、通商産業省令で定める事項を記載した計画を作成し、これを通商産業大臣に届け出なければならない。

2 再建整備会社は、前項の計画を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を届け出なければならない。

(実施状況の報告)

第十四条 再建整備会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その再建整備計画の当該営業年度に係る実施状況について、通商産業大臣に報告しなければならない。

(勧告)

第十五条 通商産業大臣は、再建整備会社がその再建整備計画を実施していないと認めるときは、再建整備会社に対し、その再建整備計画を確実に実施すべき旨の勧告をすることができ、

2 通商産業大臣は、石炭鉱業における生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、再建整備会社に対し、その再建整備計画を変更すべき旨の勧告をすることができ、

3 通商産業大臣は、第十三条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る計画が再建整備計画の実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その計画を変更すべき旨の勧告をすることができ、

(監査等)

第十六条 通商産業大臣は、毎年、再建整備会社の業務及び経理の監査をしなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による監査を行なうため、必要があると認めるときは、再建整備会社からその業務若しくは経理に關し報告をさせ、又はその職員に再建整備会社の事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に掲示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(大蔵大臣との協議)

第十七条 通商産業大臣は、第二条第一項及び第二項、第四条第一項並びに第六条第二項の通商

産業省令の制定又は改廃を行なおうとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

(罰則)

第十八条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十九条 再建整備会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その再建整備会社の業務又は経理に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その再建整備会社に対して同条の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(廃止)

2 この法律は、昭和六十年三月三十一日までに廃止するものとする。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

3 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を次のように改正する。

第七十条中「この法律」の下に「及び石炭鉱業再建整備臨時措置法(昭和四十二年法律第九号)」を加える。

(石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正)

4 石炭鉱業経理規制臨時措置法(昭和三十八年法律第四百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 通商産業大臣は、石炭鉱業を営む会社が石炭鉱業再建整備臨時措置法(昭和四十二年法律第九号)第五条第一項に規定する再建整備会社であるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による指定をしないものと

し、指定会社が同法第五条第一項に規定する再建整備会社となつたときは、前二項の規定による指定を取り消さなければならない。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第一百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「租税」とは「第三十五條の六第四項を除くほか」を、「租税」とは「第三十五條の六第四項を除くほか」を加える。

第三条第二項中「次の通り」を次のとおり「に改め、同項第一号中「昭和四十二年(昭和三十八年度までは、昭和三十八年度及び昭和四十二年度)」を昭和四十五年に改める。

第九条の二第三項中「第二十六條の二第一項各号」を「第二十六條の二第一項」に改め、「それぞれ」を削る。

第二十五條第一項中「行」を「行なう」に改め、第十二号を削り、第十二号の二を第十二号とし、第十二号の三を第十二号の二とする。

第二十六條第二項第十二号を削り、同項第十三号中「前条第一項第十二号の規定する資金を」を「前条第一項第十二号に規定する資金(以下「再建資金」という。))に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とする。

第二十六條の二第一項中「次に掲げる」を「第二十五條第一項第十号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に關する」に、「それぞれ当該各号に掲げる資金」を「当該資金」に改め、各号を削り、同条第二項中「前項各号」を「前項」に改め、「それぞれ」を削る。

第二十七條第二項中「同項第十一号」を「並びに同項第十一号」に改め、「並びに同項第十二号に規定する債務の保証の計画」を削る。

第三十五條中「及び第三十五條の七」を、「第三十五條の七、第四十四條の二第一項、第四十五條

第三項及び第五十條に改める。

第三十五條の六に次の一項を加える。

4 石炭と同種の鉱床中に存する他の鉱物を目的とする鉱業権又は租鉱権を有する者は、その鉱業権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区が廃止事業者が放棄した石炭を目的とする採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区の区域に重複するときは、その重複する区域においては、石炭を採掘してはならない。

第三十六條の十三中「及び採掘権者又は」を「及び採掘権者若しくは」に、「ものうち」を「もの又は」に改め、同条に次の二項を加える。

第三十六條の十四中「第二十六條の二第一項第一号」を「第二十六條の二第一項に改める。

第三十六條の二十二を次のように改める。

第三十六條の二十二 削除

第三十六條の二十三第一項中「第二十五條第一項第十二号の二に規定する資金」を「再建資金」に改め、同条に次の二項を加える。

3 再建資金に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、五年（すえおき期間を含む）をこえない範囲内において政令で定める期間とする。

4 第三十六條の六及び第三十六條の八から第三十六條の十一までの規定は、再建資金の貸付けを受けた者について準用する。

第三十六條の二十四中「第二十五條第一項第十二号の三」を「第二十五條第一項第十二号の二」に改める。

第四十條の二中「又は開発資金」を「開発資金又は再建資金」に改める。

第四十四條の次に次の一条を加える。

裁定を申請することができる。

2 第四十三條ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第四十五條第二項中「前条第一項」を「第四十四條第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 通商産業局長は、前条第一項の規定により裁定の申請があつた場合において、申請に係る事案が同条第二項において準用する第四十三條ただし書の場合に該当するに至つたとき、又は交付金の交付の決定が取り消されたときは、その申請を却下しなければならない。

第四十六條中「又は第四十四條第一項」を「第四十四條第一項又は第四十四條の二第一項」に改める。

第四十七條第一項中「又は第四十四條第一項」を「第四十四條第一項又は第四十四條の二第一項」に、「行わなければ」を「行なわなければ」に改める。

第四十九條中「又は第四十四條第一項」を「第四十四條第一項又は第四十四條の二第一項」に改める。

第五十條中「売渡」を「売渡し」に、「申込み」を「申込み」に改め、同条に後段として次のように加える。

第四十四條の二第一項の裁定があつた場合において、交付金の交付の決定が取り消されたときも、同様とする。

第五十一條第一項中「又は第四十四條第一項」を「第四十四條第一項又は第四十四條の二第一項」に改める。

第八十三條中「若しくは第四十四條第一項」を「第四十四條第一項若しくは第四十四條の二第一項」に改める。

第八十四條第一号中「又は第三項」を「第三項又は第四項」に改める。

附則第二條の二を次のように改める。

第二條の二 事業団の業務のうち、採掘権又は鉱業施設の買収、採掘権者又は租鉱権者に対する石炭鉱山整理促進交付金の交付、雇用促進事業団に対する交付金の交付、近代化資金の貸付

け、開発資金の貸付け、近代化機械の貸付け、

石炭鉱業の整備又は経営の改善に必要な資金の借入れに係る債務の保証、石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付け及び再建資金の貸付けに係るものは、昭和四十六年三月三十一日までに廃止するものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 石炭鉱業合理化事業団が改正前の第三十六條の二十二第一項の規定により行なつた石炭の運賃の延納に係る債務の保証については、なお従前の例による。

3 石炭鉱業合理化事業団が改正前の第三十六條の二十三第一項の規定により行なつた同項に規定する資金の貸付けについては、なお従前の例による。

昭和四十二年五月二十四日印刷

昭和四十二年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局